

新リース会計基準と法人税法の対応 —制定の経緯と適用企業へのインパクトを踏まえて—

立教大学経済学部 坂本ゼミナール 3年生

中根 亮太 安藤 未宙 伊藤 綾香 小島 優太 清水 恒聖 高木 敬祐
外崎 萌 坂 知樹 日野 幹太 本間 夢果 松田 葵 馬宮 真由 和佐田 晴

目 次

はじめに

I わが国のリース取引をめぐる企業会計と税法との交渉

- (1) 黎明期（1963～1977年）～制度が未整備の時代～
 1. リース導入当初の日本の状況
 2. リースが普及した理由
- (2) 形成期（1878～1992年）～税務主導の時代～
- (3) 発展期（1993～2023年）～会計主導の時代～
 1. 会計主導の背後にある税務の影響
 2. 会計主導の台頭
- (4) 小括

II 新基準の特徴と現行基準との比較

- (1) リースの定義とその識別
 1. 基本的な考え方
 2. リースを構成する部分としない部分
 3. 現行基準との比較
- (2) 借手における新基準の特徴
 1. 基本的な処理と使用権モデルの採用
 2. 使用権資産及びリース負債の取扱い
 3. 使用権資産の償却
 4. 短期リース及び少額リースの取扱い
 5. リース期間の決定
 6. 小括～現行基準との比較～
- (3) 貸手の会計処理

1. 基本的な考え方
 2. ファイナンス・リース取引の取扱い
 3. ファイナンス・リース取引の会計処理
 4. オペレーティング・リース取引の取扱い
 5. フリーレント及びレントホリデーの取扱い
 6. 小括～現行基準との比較～
- (4) 特定取引の会計処理
1. セール・アンド・リースバック取引の取扱い
 2. サブリース及び転リース取引の取扱い
 3. 小括～現行基準との比較～
- (5) 現行基準と新基準の比較
- Ⅲ 新リース会計基準のインパクト
～財務諸表の比較を通じて～
- (1) 新リース会計基準の適用対象
1. 適用対象企業数
 2. 適用対象企業のリース取扱高
- (2) 業種別分析
- (3) 新リース会計基準のインパクトを探る
～IFRS適用企業の財務諸表から～
1. 使用権資産・リース負債の計上額
 2. 自己資本比率、総資産利益率への影響
- (4) 小括
- Ⅳ 新基準と法人税法の対応
- (1) 中小企業の観点から～税制改正の方向性～
- (2) 新基準適用対象企業の観点から
1. 税務対応における論点
 2. 使用権償却の処理について
 3. 対応策
- (3) セール・アンド・リースバック取引における税務対応
1. 現行基準における税務処理
 2. 税務対応における方向性
 3. オフマーケット取引
- (4) 小括

結びにかえて

参考文献

【巻末資料1、2】

はじめに

2023年5月2日付で企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan, ASBJ）から企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」（以下、「公開草案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下、「適用指針案」という。）が公表された。そして、同日より同年8月4日までの間、公開草案に対するコメント募集が行われた¹。ASBJは、当初2024年3月までに基準の最終化を行い2026年4月1日から適用対象全企業への強制適用を見込んでいたが、寄せられたコメントのうち未だ再審議が開始されていない論点²があるうえにリース会計基準の改正に伴う影響が大きい小売業等からの異論が噴出したため延期することとなった（日本経済新聞2024年1月5日朝刊）。新たなリース会計基準（以下、「新基準」という。）は本年度中の公表が想定され、会計上では2025年4月1日からの任意適用、2027年4月1日から強制適用される予定である³。また、税制面においても2024年12月に公表される「令和7年度税制改正の大綱」に同基準の内容が盛り込まれることが予想される。

では、なぜ新基準の導入が行われるのだろうか。これは、2005年の欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators, CESR）による同等性評価にまで遡る。当時、CESRは日本基準について全体として「同等」と評価するも、会計基準が相違する26項目について追加の情報開示を要求した（金融庁2005）。そして、2007年8月8日付でASBJと国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board, IASB）が日本基準と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）とのコンバージェンスに向けて「東京合意」を締結した。同合意においてリースは、中長期プロジェクト⁴に位置づけられ、2011年6月30日

以降に基準の開発を行うこととされた（日本租税研究協会・税務会計研究会2013、5-6頁）。海外では日本に先んじて、2010年8月17日付でIASBとFASBは公開草案を公表するもリース期間の見積りに不確実性が介入すること等をめぐって多数の批判があり、2013年5月16日付で新たに再公開草案を公表した（(公社)リース事業協会2013、2-3頁）⁵。そして、2016年1月13日付でIASBはIFRS16号「Leases」を、その後、同年2月25日付で米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）も会計基準更新書（Accounting Standards Update, ASU）Topic842「Leases」の公表に至った。米国基準では2018年12月16日以後に開始する事業年度から、IFRSでは2019年1月1日以後に開始する事業年度から適用対象企業に対して強制適用が行われている。したがって、今回の新基準導入は2005年より続くコンバージェンス・プロジェクトの一環といえる。

現行基準では、借手のオフバランスが問題となっていた。そこで新基準において、大きく変化するのは借手のオペレーティング・リース取引における資産・負債のオンバランス化である。これまでノンキャンセラブルやフルペイアウトがオンバランス化の有無を決定するうえで重要な役割を果たしてきたが、これらが経営者による裁量的な判断を伴うという批判から、使用权という新たな概念を用いることによる資産・負債のオンバランス化が図られた（加賀谷2021、23頁）。そのほか、セール・アンド・リースバック取引やサブリース取引等の特定取引にも新基準導入に伴う影響がある。従来、転リース取引については定義が示されていたものの、新基準において新たにサブリース取引の定義が明示された。

新基準導入により、会計上では使用权資産に該当するかの判断における実務上の負担の増加、総資産利益率（Return On Asset, ROA）や自己資本比率の低下等の影響があると考えられる（渡邊2023、32-33頁）。また、確定決算主義を採用する法人税法においても、新基準の導入は直接的に影響を受ける形となる。現行基準においては会計と税務は一致しているが、今回の新基

準導入により会計と税務の齟齬が生じる可能性がある。会計に対し法人税法が調和又は乖離のどちらの対応をとるのかは重要な論点であり、法人税法の対応は喫緊の課題といえよう。

本稿では、新基準導入による企業への影響を確かめつつ、法人税法の対応を明らかにしたい。具体的に、Ⅰでは、わが国のリース取引における会計と税法の変遷を3つの時代に区分して記す。Ⅱでは、新基準の特徴や現行基準との相違点を4つの視点から浮き彫りにする。Ⅲでは、新基準の影響を探るべく適用対象企業や取扱高の変化、そしてIFRS適用企業におけるIFRS16号適用前後の資産や負債の増加額、各種経営指標の変化（本稿【巻末資料1、2】を参照）を明らかにする。Ⅳでは、企業会計の変化を受けて法人税法がどのような対応を取る必要があるかを新基準適用対象企業と中小企業に分けて整理していく。

Ⅰ わが国のリース取引をめぐる企業会計と税法との交渉

本章ではリースの取扱いについて、今後の税務対応を考察するために通時的分析を行う。リースの取扱いは一般的に税務主導と会計主導の時代に分かれるが⁶、詳細にみると、ルールが未整備であった時代も存在する。

以下ではここに注目して3つの時代に分けて整理する。まず、わが国における最初のリース事業会社の誕生から「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（以下、「昭和53年通達」という。）が公表されるまでの期間（以下、「黎明期」という。）を整理する。次に1978年から最初のリース会計基準が制定される前までの税務主導の期間（以下、「形成期」という。）について、その内容を明らかにする。その後、1993年からの会計主導の期間（以下、「発展期」という。）について、税務主導から会計主導へと転換した理由に触れ、リース基準の開発が加速した背景、またそれに税制がどのように対応したのか分析する。

(1) 黎明期（1963～1977年）～制度が未整備の時代～

1. リース導入当初の日本の状況

わが国における最初のリース専業会社である（株）日本リースインターナショナルが1963年に設立された。わが国にリースが導入された当初、リース料の税務上の取扱いは、会社ごとに国税庁と協議し、リース取引を賃貸借処理と捉え、支払ったリース料は損金算入が認められていた（（公社）リース事業協会2021b、11-12頁）。このように、リース取引は各ユーザーのニーズに応えながら行われ、契約形態がユーザーごとに違うため、税務上の取扱いにおいても様々な捉え方が存在していた。そのような中で、1968年8月、税務上の取扱いに大きな影響を与える最高裁判決⁷（最三小判昭和43年8月27日集民92号105頁）が下された。従来は、リース取引はすべて賃貸借処理されていたが、所有権移転リース取引の実態は資産の譲渡と同様であるため、売買処理とみなす判決が示された。

これを受けて、国税庁において、リースの税制上の取扱いを統一することの検討が進められ、1968年10月に「法人税基本通達の改正案」（以下、「1968年通達案」という。）が公表された。その内容は、リース産業が発展する過程の初期段階において、リース産業の発展を阻害し、リース業そのものの存立が危惧されるものであったが、当時は、リース会社間で相互の連絡も不十分であり、個々の会社ごとに改正案への対応を模索する状況にあった。このような中、通商産業省は、1968年通達案のリース事業に対する影響を憂慮し、1969年1月に、リース会社7社を招集して意見聴取が行われ、通商産業省の支援を得て「リース事業懇談会」を設置した。以後、国税庁との折衝を一致協力して行うこととなった。リース事業懇談会は、同年1月に、「通達の決定を保留し、引き続き慎重に検討されたい」旨の要望書を国税庁長官に提出し、その後、1968年通達案の実施は見送られた（（公社）リース事業協会2021b、12頁）。これを契機として、税務上の問題やリース事業に共通する課題の解決等を図るため、1969年7月に、8社のリース会社が参集し発起

人総会を開催した。そこでリース事業懇談会を発展的に解消して、役員選任、定款案を承認し、任意団体「リース事業協会」が誕生した（（公社）リース事業協会2021a、10頁）。協会は、1968年通達案への対応を踏まえ、リース産業を健全に発展させていくために、課税の公平性を著しく欠くような取引は行わない旨の自主基準の設定を目指し、任意団体リース事業協会によって1970年1月には自主基準の理事会申し合わせが行われた（自主基準については図表1-1参照）。そこでは、わが国産業界及びリース業界の健全の発展のために、リース取引慣行のあるべき姿の原則的な考え方に抵触する契約は「耐用年数に比し、リース期間が極端に短く、かつ極めて多目的な再リース契約を伴うなど実質的に譲渡とみなされる契約」を指し、譲渡等の処理に改めることを申し合わせた（（公社）リース事業協会2021b、12-13頁）。

図表1-1 黎明期における自主基準の変遷

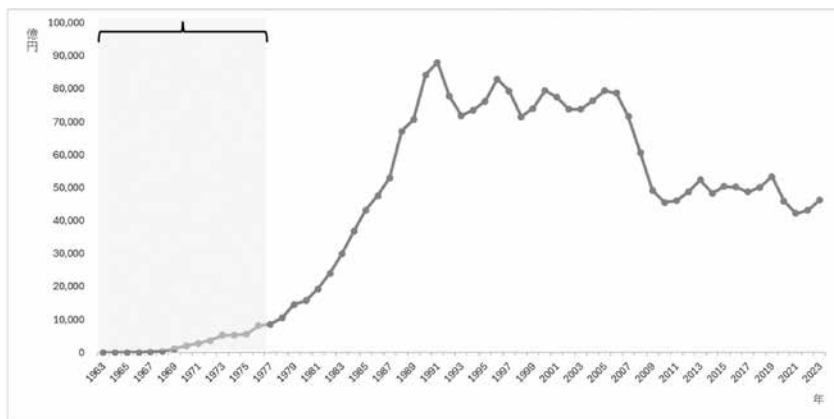
<p>1970年1月 理事会申し合わせ (任意団体リース事業協会)</p>	<p>わが国産業界及びリース業界の健全の発展のためにリース取引慣行のあるべき姿の原則的な考え方に抵触する契約は、「耐用年数に比し、リース期間が極端に短く、かつ極めて多目的な再リース契約を伴うなど実質的に譲渡とみなされる契約」を指し、(賃貸借処理ではなく)譲渡等の処理に改める。</p>
<p>1974年11月 理事会申し合わせ</p>	<p>(1) リース期間と法定耐用年数との関係について 一般的にリース業界における取引慣行として定着しつつあった「法定耐用年数の概ね50%程度をリース期間とすること」を業界としての基準として設定する。50%基準のリース期間を下回る特殊な契約を行う場合は、合理的で納得のいく説明が当局に対して行えるよう、資料の整備が必要である。 (2) リースバック契約について その取引が譲渡担保と認められるようなリースバック契約については、法人税基本通達2-2-1の譲渡担保の処理を行う。したがって、リースバック契約については、個々の取引内容を検討のうえ、正当なリース取引と譲渡担保に基づく融資取引とに区分すべきである。</p>

	<p>(3) その他 土地、建物等の不動産リースや建物附属設備等で不動産と一体となっている物件のリース取引については、今後更に検討を進める。</p>
<p>1977年9月 税務取扱基準について</p>	<p>(1) 税務上の取扱いは賃貸借ではなく売買とするもの ①譲渡条件付リース ②非独立移動不可能物件のリース ③短期リース（リース期間が法定耐用年数の概ね50%を下回るもの） (2) 税務上の取扱いは賃貸借ではなく金融とするもの ①不特定物件のリース又は延払条件付売買 ②中古資産のリースバック又は割賦バック ③工事費等のリース又は延払条件付売買</p>

出所：（公社）リース事業協会（2021b）より筆者一部修正。

その後、1971年10月15日に公益社団法人「リース事業協会」が設立され、1974年11月、理事会申し合わせが行われ、1977年9月に税務取扱基準について具体的に決定された。この間、リース産業は日本に浸透しておらず、1963年度のリース取扱高（国内・単体ベース）は7億円、1968年度は450億円、1971年度は2,793億円と取引量は少なかった（（公社）リース事業協会2024、2頁）。しかし、リース取引を賃貸借処理として扱えるため、企業は少額での設備投資ができるようになった。これによって1978年度にはリース取扱高は10,566億円（図表1-2参照）となり7年間で約4倍に増えた（（公社）リース事業協会2021b、4頁）⁸。なお、リース取引が中小企業の設備投資に有効な手段であるとして、政府が信用保険制度を創設している。これは機械類のリース取引に伴ってリース会社が負うユーザーの信用上の危険を国が一部補填するもので、ユーザー特に中小企業の信用補完をするものである（瀬川1998、14頁）。

図表 1-2 黎明期のリース取扱高



出所：(公社)リース事業協会(2024)より筆者作成。

以上を概観したように、1963年から1978年に昭和53年通達が公表されるまでの間の処理は、個別通達に加えて自主基準を設定し、会員会社は自主基準を順守することで、課税上の問題が生じないようなリース取引を行っていた。

2. リースが普及した理由

リース事業協会が設立された契機は、リースと税制との調整である。日本にリースが導入された当初、ファイナンス・リース取引の税務上のルールはなく、その取扱いについて税務当局へ個別取引ごとに問い合わせをしていた。税務当局においてファイナンス・リース取引の取扱いが検討された結果、所有権移転外ファイナンス・リース取引は法形式に従って税務上も「賃貸借」として取り扱われることになった((公社)リース事業協会2022a、12頁)。これについて瀬川(1998、14頁)は、「リース産業の現状をみると、比較的堅実な設備投資需要に支えられて、商社、銀行、メーカー等の大資本がリース産業へ進出し、今日ではリース会社は1,000社あるともいわれており(社)リース事業協会加盟の企業だけでも370社を超える状況にある。機械設

備等の調達方法の多様化が企業の課題といわれる日本では、これらの物件を長期に賃借することにより金融的機能を果たすファイナンス・リースが主流となって発展してきた。」と述べている。なお、黎明期の主な出来事をまとめたものが図表1-3となる。

図表1-3 黎明期年表

1963年	(株) 日本リースインターナショナル設立
1968年	最高裁判決
1968年	1968年通達案公表
1969年	リース事業懇談会設置
1969年	任意団体リース事業協会設立
1970年	任意団体リース事業協会によるリース取引の自主基準制定にむけた理事会申し合わせ
1971年	(公社) リース事業協会設立
1974年	リース取引の自主基準制定にむけた理事会申し合わせ
1977年	税務取扱基準決定

出所：筆者作成。

(2) 形成期 (1978～1992年)～税務主導の時代～

前掲最判昭和43年をうけ、1978年に昭和53年通達が公表された。リースの意義として、この通達で対象とするリースは、ファイナンス・リース取引であり、その不可欠な要件は、ノンキャンセルブルとフルペイアウトであると示し、その取引をリース取引とした。そしてそのリース取引を、売買とされるリース取引と賃貸借とされるリース取引、金銭の貸借とされるリース取引の3つに区分した(成道2010、80頁)。

売買とされるリース取引は、基本的にはファイナンス・リース取引が対象となる。また、他への販売を目的とした棚卸商品やリース物件を特定することが困難な少額多量の消耗品等を対象としたリース取引、物件の改良・改造の支払を目的としたリース取引、リース物件の仕様が借主の注文に応じて作られている場合のように借主しか使用できないようなもので返還される予定

がないリース取引、リース期間が法定耐用年数に比べて相当短く設定され、かつ、賃借人に購入選択権がある旨の定めのあるリース取引は賃貸借処理とは認められないとした⁹。

また、セール・アンド・リースバック取引については、リース取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかったものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして取り扱う。よってセール・アンド・リースバック取引は、金銭の貸借と捉えられ、金融取引とみなされる。セール・アンド・リースバック取引はこの通達で初めて課税の取扱いを示されることとなった。昭和53年通達ではリース物件である資産を賃借人に帰属させ、賃借人が減価償却を行うことで発生する課税の繰延効果を享受させないため、中古資産のみが規制の対象であった。中古資産のみを対象とした理由は、中古資産のリースバックは譲渡担保色が強く、そのリース料が借入金の分割返済額と金利との合計額であって、明らかに金融取引と認められたからであった。賃借人が中古資産を賃借人に譲渡した上再び賃貸借契約により貸借した場合、実質的に金融取引と認められるときは当初からその譲渡がなかったものとして取り扱うこととされた（小田1978、191頁；野口2010、177頁）。1980年には日本公認会計士協会会計制度委員会が「会計制度委員会研究報告1号セール・アンド・リースバックの会計処理」を発表し、セール・アンド・リースバック取引の会計処理について提案した¹⁰。これは研究報告のため、実務を拘束する指針としての働きはなく、影響はなかった（戸張1989、836頁）。なお、この当時、国際的にもリース会計は整備されつつあった¹¹。

1988年に国税庁が「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（以下、「昭和63年通達」という。）を発した。いわゆるレバレッジド・リース取引に対処するものであるが、当該取引はリース期間を法定耐用年数よりも長く設定することにより、リース料収入はリース期間に応じて均等に計上されるのに対して、定率法による減価償却費及

び支払利息がリース初期に多く計上されることに着目して損金が入リース料収入を上回るよう仕組んだ取引である。このようなリース取引は課税上の弊害があるが、昭和53年通達ではリース期間を法定耐用年数より短いリース期間を想定していたことからレバレッジド・リース取引を否定することができず、昭和63年通達で対応されることとなった。昭和63年通達は、レバレッジド・リース取引に限定されたものではなく、一定の要件に該当するリース取引で、リース期間が法定耐用年数の120%に相当する年数を超えるものは、金融取引又は売買取引として取り扱うことを内容としている（図表1-4参照）。

また、セール・アンド・リースバック取引について、昭和53年通達では新規購入した資産の場合、リース物件である資産を賃借人に帰属させるためには、リース取引に該当する取引で、リース期間が法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）を下回る賃貸借契約に該当したものでなければならなかった。そこで昭和63年通達では、これまで規制の対象とされていなく、新たに購入した資産についても規制したことになる（野口2010、178頁）。

図表1-4 形成期における税務の変遷

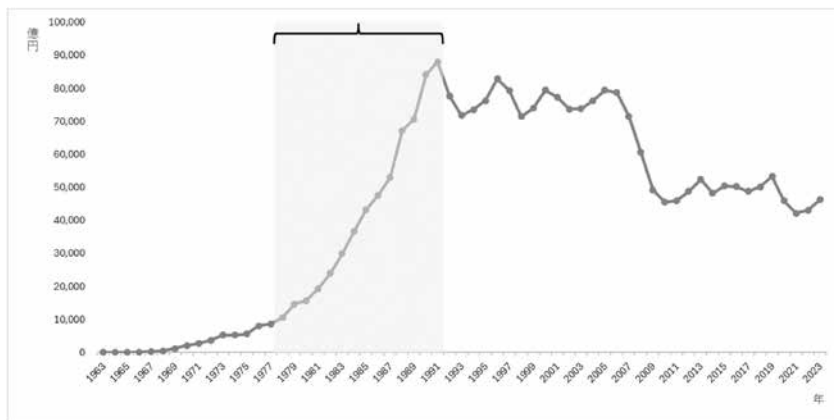
<p>1978年 昭和53年通達</p>	<p>リース料の一部を前払費用として取り扱うリース取引 ①リース物件の法定耐用年数に比べて相当短い期間をリース期間とするリース取引（売買として取り扱うリース取引を除く）。 ②「法定耐用年数に比べて相当短い」とは、次の基準によって判定する。 a. 法定耐用年数が10年未満のもの、法定耐用年数×70%。 b. 法定耐用年数が10年以上のもの、法定耐用年数×60%。</p>
<p>1980年 会計制度委員会研究報告1号セール・アンド・リースバックの会計処理</p>	<p>(1) ファイナンス・リース取引 次の4つのいずれかに該当するリース取引である。①リース期間終了時に資産の所有権が賃借人に移転するリース取引、②割安な買取選択権が付与されているリース取引、③解約不能なリース期間が資産の見積耐用年数の大半（通常75%以上）に達しているリース取引、④解約不能なリース期間中のリース料総額の現在価値額が、リース実行時に</p>

	<p>おける当該資産の公正価値額を超えているか又はそれに近似（通常90%以上）しているリース取引。</p> <p>会計処理は、賃貸人は、資産の利用による便益を賃借人へ譲渡する処理を行い、賃借人は、資産の取得と、負債の発生として処理する。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <p>ファイナンス・リース取引以外のリース取引。会計処理は、賃貸人は、貸与資産を固定資産の部に計上し、見積耐用年数にわたって毎期規則的に減価償却する。賃貸料収益は、原則として、賃貸期間に均等配分して計上する。賃借人は、賃借料を原則として、賃借期間に均等配分して計上する。</p>
<p>1988年 昭和63年通達</p>	<p>次のすべての要件に該当するリース取引又はこれに準ずる取引で、リース期間がリース物件の法定耐用年数の120%を超えるものは、金融取引または売買取引として取り扱う。</p> <p>(1) セール・アンド・リースバック取引、又は賃借人によるリース物件の選定、メーカーとの交渉等、物件の取得が実質的に賃借人において行われていると認められるもの。</p> <p>(2) リース料が、リース物件の取得価額及び付随費用の概ね全部を回収するよう定められていること。</p> <p>(3) 解約が禁止されていること、あるいは中途解約する場合でも、賃借人が未経過リース料の概ね全部を支払うことになっているか、リース物件の引き取りをすることが明らかなもの。</p> <p>(4) リース契約の中に、賃借人が公正な市場価額でリース物件を購入する旨の条項が付されていないもの。</p>

出所：(公社)リース事業協会（2021b、2021c）より筆者作成。

リース取扱高に目を向けると、1978年度の取扱高は10,566億円であったが、1991年度は88,016億円の取扱高を記録し、1963年度から2023年度まででの最高額を記録した。1989年度は昭和63年通達での規制を受けて前年度比105.2%と形成期の前年度比平均の116.4%を大きく下回ったが、形成期全体でみると約8倍に取扱高が増えた（図表1-5参照）。このように税務上の取扱い（賃貸借処理）がリースの急速な普及に寄与した。形成期の出来事を年表にまとめたものが図表1-6である。

図表 1-5 形成期のリース取扱高



出所：(公社)リース事業協会(2024)より筆者作成。

図表 1-6 形成期年表

1978年	昭和53年通達発遣
1980年	会計制度委員会研究報告1号セール・アンド・リースバックの会計処理公表
1982年	IAS17号公表
1988年	昭和63年通達発遣

出所：筆者作成。

(3) 発展期(1993～2023年)～会計主導の時代～

1. 会計主導の背後にある税務の影響

わが国のリース取引に係る一連の会計ルールが整備されたのは、1993年に企業会計審議会から公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(以下、「93年基準」という。)によるものである。これは、わが国のリース会計の取扱いを定めたものであり、この公表を受けて1994年には、日本公認会計士協会から、実務上の具体的な運用ルールを定めた「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」が公表された。

93年基準が公表された背景には、リース取引に関する会計基準がわが国でも必要であると認識されるようになった出来事がある。それが1985年8月に起こった三光汽船の倒産事件¹²である。三光汽船が倒産した際、同社は船舶をリースで調達したため貸借対照表にその債務が計上されておらず、帳簿上の負債総額は5,000億円であった。しかし、帳簿に計上されていないリース料債務も5,000億円にのぼっていた。さらに、このリース料債務は財務諸表には記載されていないため、一般の投資家が三光汽船に合計1兆円もの負債があることを知り得たのは、倒産した後のことであった（日本経済新聞2012年7月2日夕刊）。また、財務諸表上ではリース取引をどのように記載するかルールがない状況であったため、当時のリース取引は経済的実態が売買取引と変わらないリース取引であるとしても、会計上は貸借処理を採用することとなり、企業のリース資産及び債務がどれだけあるのかを貸借対照表に記載する必要もなかった。この事件を契機に、オフバランスの問題点及び連結会計の問題が強く意識されるようになり、会計基準の国際的調和を図る必要性が強くなった（茅根2005、1頁）。

ここで、93年基準のファイナンス・リース取引の取扱いには、所有権移転ファイナンス・リース取引は売買処理、所有権移転外ファイナンス・リース取引については原則売買処理、例外として貸借処理が認められた。この例外処理容認の背景には税務処理が貸借処理であったことが関係している。当時、会計ルールが整備されていなかったために、実質的には税法上のリース通達において規定されている貸借処理が実務慣行として機能していた（茅根2005、3頁）。また、リース会計基準ではファイナンス・リース取引を通常の売買処理として扱うことを基本としているが、実務上は貸借処理としてきた慣行があった。そのため、リースを利用する企業やリース会社から、現行の貸借処理を維持しつつ投資家に必要な情報を提供する基準設定の要望があり、これらを調和し国際的にも評価される基準を作ることが求められた（新井・北村2003、15-16頁）。こうした結果、所有権移転外ファイ

ナンス・リース取引について賃貸借処理を容認する基準が形成され、会計主導とされながらも実際は税務の影響を色濃く受けていた。当時、連結財務諸表で日本基準を採用している企業の99.8%が賃貸借で処理を行っていた事実¹³からも税務が主導していたことが明らかである。このように、税務基準を意識した処理が行われることが多く、企業会計が税務上有利になるように意図的に処理される逆基準性の現象が起こった。

1996年11月の法人課税小委員会報告では、ファイナンス・リース取引は形式上賃貸借契約だが実質は金融取引に類似し、現行の減価償却方法と課税上の取扱いが合理的でないため、実態に基づいた見直しと法整備が必要であるとの指摘がなされた（2章(5)②）。ファイナンス・リース取引はリース料総額が資産の取得価額や金利等を支払うように設定され、中途解除ができず、賃貸人は保守管理の責任を負わない。さらに、国税庁通達により特定の要件を満たす場合、課税上売買取引として扱われるが、そうでない場合は賃貸借として減価償却される。こうした実態を踏まえ、減価償却方法や課税上の取扱いの見直しと法制整備が必要とされた（(公社)日本租税研究協会1996、37-38頁）。また、そこでは課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという基本的方向性に沿って、課税ベースの問題を中心に法人課税のあり方を検討することとした（蟹井2023、176-177頁）。

前述のとおり、リース取引に対する課税は長い間、通達によって行われてきたが、1998年の平成10年度税制改正によって初めてファイナンス・リース取引が法令として明示され、ノンキャンセラブルとフルペイアウトが記載された。これにより、法人税法施行令136条の3及び所得税法施行令184条の2の規定が置かれ、法令上においてリースに関する課税の取扱いが定められた。当時、国際的な比較を背景に日本の租税負担率が議論¹⁴され、1998年3月31日に法人税率が37.5%から34.5%に引き下げられた。その財源確保のため、様々な課税強化が検討されたが、リース取引に関しては昭和53年通達や昭和63年通達のような既存の通達が定着していたため、実質的な改正は見送

られていた（金山2001、55頁）。その代替措置として、法人税法施行令136条の3が制定され、リース料の損金算入の可否が明確になり、既存の通達が事実上そのまま立法化されたのである（（公社）リース事業協会2022b、27頁）。これをもって、昭和53年及び63年通達は廃止されることになった。

また、旧法人税法施行令136条の3②に基づき、リース取引が実質的に金銭の貸借と認められる場合、資産の売買はなかったものとされ、金銭の貸付けとして扱われることが規定されている。この規定は、昭和53年及び63年通達の内容を反映している。一方で、レバレッジド・リース取引がこの要件に該当しない場合、賃貸人は減価償却を行うことで課税の繰延効果を享受し、その一部をリース料の減額として賃借人に還元できるため、賃借人も利益を得られる。しかし、賃借人が外国法人や非居住者の場合、国家の歳入が海外に流出する可能性があるため、平成10年度税制改正により、国外リース資産については賃貸人がリース期間定額法のみを用いて減価償却することが義務付けられ、定率法による課税の繰延効果は受けられなくなった（野口2010、179-180頁）。

2. 会計主導の台頭

2007年にASBJから企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」（以下、「リース基準」という。）及び企業会計基準適用指針16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「リース適用指針」という。）が発表された。この基準では、ファイナンス・リース取引は通常の売買に係る方法に準じた会計処理に一本化された。なお、リース契約期間中のリース料が総額300万円以下の取引や、リース期間が1年以内の取引に関しては、売買処理を行った場合と同等の情報を注記することを条件に、賃貸借処理に準じた例外処理を行うことが認められていた。また、オペレーティング・リース取引は賃貸借処理とされていた。この時点では、わが国の会計基準をコンバージョンさせる方針が示されたものの、実態としては国際的な基準との間には

隔たりがあった。

こうした2007年の改正の背景には、まず初めに2002年7月にリース会計専門委員会¹⁵が設置されたことが挙げられる。リース会計専門委員会が2004年3月に「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」、2006年7月に試案「リース取引に関する会計基準（案）」、同年12月に企業会計基準公開草案17号「リース取引に関する会計基準（案）」を公表している。審議の過程では関係者の意見を聴取し、わが国のリース取引の実態を考慮した結果、改正前の会計基準で認められていた例外処理を廃止し、基準を改正することを決定した（淵野2019、214頁）。また、「はじめに」で述べたとおり、2007年の現行基準導入は2005年より続くコンバージェンス・プロジェクトの一環として行われた。

さらに2007年12月、平成19年度税制改正が行われ、内国法人がリース取引を行った場合には、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引き渡し時にそのリース資産の売買があったものとして、その賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされた（法法64の2①）。これに伴い、売買があったものとされるリース資産の引渡しが長期割賦販売等の範囲に含まれることとされ、賃貸人はリース譲渡に係る収益、費用の計上につき所定の延払基準の方法を選択することができるとされた（法法63の1）。加えて、従来、賃貸借取引として取り扱われていた、いわゆる所有権移転外リース取引に係る減価償却資産については、賃借人においてリース期間定額法により償却を行うこととされた（法令48の2①六）。

セール・アンド・リースバック取引については、法人税法の規定により、内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸を条件に資産の売買を行った場合において、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められる時は、その資産の売買はなかったものとし、かつ、その譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、その譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する仕組みが導入された（法法64の2

②)。この規定は、リース取引が実質的に金銭の貸借と見なされる場合に適用され、前述した平成10年度税制改正と同様のものである。

他方、国際的潮流に目を向けると、コンバージェンス・プロジェクトは順調に進んでいった。IASBとFASBは2010年8月にコンバージェンス・プロジェクトの一環として公開草案を公表し、オペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引の区分を廃止して、借手は使用权モデル、貸手は履行義務アプローチと認識中止アプローチのいずれかを適用することを提案した。

さらに、2013年にはIASB・FASB再公開草案が公表された。2016年1月13日付でIASBはIFRS16号「Leases」を公表した¹⁶。IFRS16号及びTopic842では、借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用权部分に係る資産である使用权資産と当該移転に伴う負債であるリース負債を計上する使用权モデルにより、オペレーティング・リース取引を含むすべてのリース取引について資産及び負債を計上することとされている。

ここまで通時的分析を行ってきたが、ASBJは、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から幅広く意見を聴取したうえで、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することとし、検討を重ね、2023年5月2日に公開草案及び適用指針案を公表した（PwC2023）。ここまでの発展期の変遷についてまとめたものが図表1-7である。

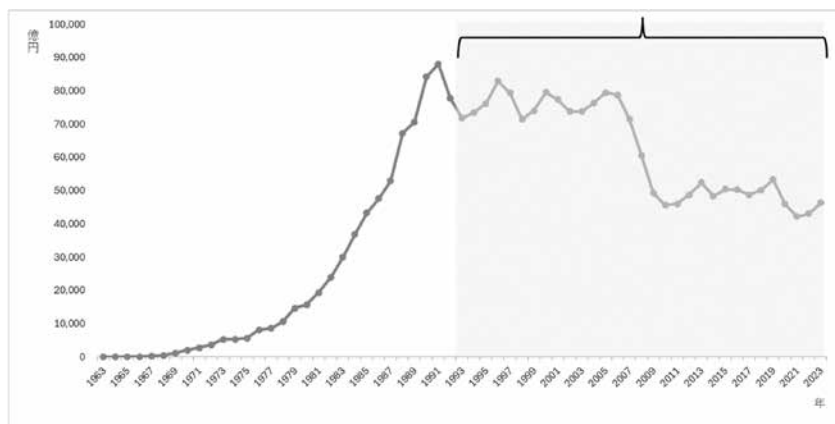
図表 1-7 発展期における税務と会計の変遷

1993年	93年基準公表
1998年	<p>平成10年度税制改正</p> <p>従来のリース取引に係る取扱いが法人税法施行令136条の3リース取引に係る所得の計算に定められ、そのリース取引が同条1項各号売買とされるリース取引のいずれかに該当するもの又はこれらに準ずるものである場合には、税務上売買取引として取り扱うこととされている。また、上記の売買とされる取引に準ずるものについて、法人税基本通達12の2-2-1の(3)売買とされる取引に準ずるものの意義では、「リース期間が耐用年数に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引」が掲げられている。</p>
2007年	<p>リース基準</p> <p>この会計基準は平成5年6月に旧大蔵省（現在の金融庁）企業会計審議会第一部会から公表された「リース取引に係る会計基準」を改正するものであり、また、この適用指針は平成6年1月に日本公認会計士協会から公表された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」を改正するものである。</p> <p>この会計基準及び適用指針により、従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引に認められていた通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は廃止され、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に一本化されることとなる。</p>
2010年	<p>IASB・FASB公開草案</p> <p>公開草案では、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を廃止し、借手に対し、すべてのリースに使用権モデルの会計処理（ファイナンス・リース取引と同様の会計処理）を適用することを要求していた。</p> <p>しかし、すべてのリースについて煩雑な会計処理を適用すること、リース期間について不確実な見積りを要すること、短期リースについて借手にオンバランスを求めることなどに対して、多数の批判的意見があった。</p> <p>2011年6月に終了予定であったリースプロジェクトは、多くの批判を受けて、再審議に相当の時間を要した。再審議の結果、公開草案からの重要な変更が行われ、再公開草案が公表されるに至った。</p>
2013年	<p>IASB・FASB再公開草案</p> <p>再公開草案では、リース取引により生じる権利及び義務について、借手が資産及び負債を認識することが提案されている。これにより、1年超のリース取引について借手はオンバランスすることになる。</p> <p>また、借手は不動産のリースについて、定額のリース費用を損益計算書を認識し、他の設備や輸送機器などのリースについて、リース負債に係る利息と資産の償却とに区分して報告する。</p>
2016年	IFRS16号、Topic842公表
2023年	<p>ASBJ公開草案73号、適用指針案73号公表</p> <p>日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準として開発が進められ、このたび、現行基準等の改正を目的として公表されたもの。</p>

出所：筆者作成。

リース取扱高に目を向けると、1993年度の取扱高は71,825億円と会計主導の時代になってから減少し始め、2007年の改正以降急激に減少し、2023年度の取扱高は46,299億円となっている（図表 1-8 参照）。このような結果から、会計上の規制が入ったことによって、リースの普及が減少しているということがわかる。発展期の出来事を年表にまとめたものが図表 1-9 である。

図表 1-8 発展期のリース取扱高



出所：(公社) リース事業協会 (2024) より筆者作成。

図表 1-9 発展期年表

1993年	93年基準公表
1998年	平成10年度税制改正
2007年	リース基準公表 平成19年度税制改正
2010年	IASB・FASB公開草案公表
2013年	IASB・FASB再公開草案公表
2016年	IFRS16号、Topic842公表
2023年	ASBJ公開草案73号、適用指針案73号公表

出所：筆者作成。

(4) 小括

ここではリースの普及において、黎明期、形成期、発展期でどのような影響があったのかについて示す。

リース導入期である黎明期の日本は、高度経済成長の真っ只中であった。また、機械設備等の調達方法の多様化が企業の課題といわれていて、比較的堅実な設備投資需要があったため、様々な企業がリース産業に進出し、その勢いでリース専業会社が相次いで設立された。しかし、リース会社創設時の日本では、国民の意識的に物の所有権取得意識が強かったため、リースの普及は右肩上がりではあったものの、急激に上昇することはなかった（瀬川1998、14頁）。

1978年より始まる形成期は、税務主導の時代であった。リース取引は昭和53年通達や昭和63年通達によって取扱いが定められ、税務上の規制を受けた。税務上の規制はリース取引の普及において負の影響が働くと予想ができるが、実際にはリース取扱高は増加した。つまり、税務上の規制の影響が弱かったと考えられる。

その後、93年基準により会計主導の時代である発展期となってから、リース取引は売買処理となった。しかし、会計主導とされながらも当初は税務の影響を色濃く受けていた。そして、2007年に現行基準が公表され、会計主導の時代となった。コンバージェンス・プロジェクトの一環として、現行基準では所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理が原則廃止となり、オンバランスすることが義務づけられた。一方で、発展期を通してリース取扱高は大幅に減少した。オンバランスが義務づけられることで国際基準と調和できたが、設備投資の促進というリースの効果を考えると、必ずしも企業にとって有利な影響だけではなかった。

平成19年度税制改正において、「税制においても経済的実態にあった処理とすべき」との趣旨のもと、現行基準の取扱いを全面的に受け入れたことはわれわれのよく知るところである。本稿では、リース取引をめぐる会計と税

法との交渉の経緯も踏まえながら、新基準に対して法人税法がどのような対応を採るべきかを明らかにしていく。

II 新基準の特徴と現行基準との比較

前述したとおり、ASBJにより発表された公開草案及び適用指針案によってリースの扱いが大きく変化することが見込まれる。コンバージェンス・プロジェクトの一環としての取組みであることからIFRS16号、Topic842との整合性を図ることを重要視しているが、それらの国際的な定めのをすべてを入れず、重要な項目のみを置くこととした。これは、国際的な比較可能性をできるだけ失くさず、かつ、簡素で利便性の高い基準とすることでIFRS16号の任意適用をしている企業に配慮するためである。この配慮には、企業が任意適用による連結財務諸表作成をしている場合、個別財務諸表におけるIFRS16号の適用を行っても修正が不要ということなどが想定されている（適用指針案BC4項）。

本章ではこのような新基準を「リースの定義、識別」「借手」「貸手」「特定取引」の4つの視点から特徴を整理し、現行基準との比較を通して違いを浮き彫りにしていく。

(I) リースの定義とその識別

1. 基本的な考え方

本稿で取り扱うリースの定義及びその識別は、現行基準に比べてより具体的に定められており、特に借手の会計処理において資産や負債を計上する指標にもなることから、その位置づけは大きい（斎藤2024、10-14頁）。公開草案では、リースを「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義している（公開草案5項）。その契約がリースを含むか否か、いわゆるリースの識別における判断は、契約の当

事者が締結時に判断することが定められている（公開草案23項）。加えて、「契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合」においてリースであると判断される（公開草案24項）。

以上から、リースの識別における要件は、①資産が特定されていること、②借手に対する使用权の移転という2要件になることが考えられる。以下、それぞれの要件について整理していく。

①特定された資産

資産が特定される場合、通常は契約に明記されることで成り得る（適用指針案6項）。加えて、サプライヤー¹⁷が資産を入れ替える実質上の権利を持ち得ない場合や（適用指針案6項）、顧客¹⁸が使用する資産が物理的に別のものでなく、その資産の稼働能力が当該資産の稼働能力のほとんどすべてであり、その使用によって経済的利益のほとんどすべてを享受可能な権利を持つ場合、資産は特定される（適用指針案7項）。なお、IFRS16号の定めにおいて、明記されていなくとも黙示的な定めがおかれている場合は、資産が特定されることが定められている。しかし、その記載を設けなくともリースが含まれることが明らかであり、国際的な整合性がとれるといった判断がされたため、わが国の適用指針案ではその項目を取り入れないこととした。関連して、リースが含まれないことが明らかな場合においても、識別の判断を行う必要性はないとされている（適用指針案BC9項）。

一方で、契約に明記されている場合でもサプライヤーが資産を入れ替える実質的な権利¹⁹を有している場合や顧客が使用する資産が物理的に別のものでなく、資産の稼働能力の一部である場合は、資産の特定はされない（適用指針案6及び7項）。権利を有しているか否かの判断として、サプライヤーが使用期間の全体において資産を入れ替える実質上の能力を有している場合に加え、サプライヤーが資産を入れ替えることで経済的利益を享受することができる場合のいずれも満たすこととされる（適用指針案6項）。ここで、

資産を入れ替える実質的な能力とは、顧客がサプライヤーによる資産の入れ替えを妨げることができない。さらに、サプライヤーが入れ替えた資産を容易に利用可能であるか又は、合理的な期間内に入れ替える資産を調達できる場合などが能力を有しているとされる（適用指針案BC10項）。

②借手に対する使用権の移転

特定された資産の使用を支配する権利が移転しているか否かの判断において、顧客が資産を使用することで発生した、経済的利益²⁰のほとんどすべてを享受可能な権利を有しており、かつ、顧客が資産の使用について指図する権利を有している場合にサプライヤーから顧客に資産の使用を支配する権利が移転している（適用指針案5項）。ここでは、資産の使用を指図する権利について整理していく。

上記の権利について、顧客が使用²¹で得た経済的利益に対して、影響を与える資産の使用方法を指図する権利を持つ場合又は、使用によって得られる経済的利益に対して影響を与える資産の使用方法が事前に決定している場合に、使用を指図する権利を有している。この指図する権利を顧客が持つ場合、リースは契約に含まれるが、サプライヤーが持つ場合は、リースは契約に含まれない。指図する権利を顧客とサプライヤーのどちらが持つか判断が曖昧な場合は、使用によって得た経済的利益に影響を与える資産の使用方法が事前に決定されていることを前提に①使用期間の全体において顧客又は、顧客が第三者に指図して資産を稼働する権利を持つ場合、②使用期間の全体において事前に、資産の使用方法を決定するように資産を設計している場合のいずれかに当てはまるとき、顧客が指図する権利を有することになる（適用指針案8項及びBC12項）。

2. リースを構成する部分としない部分

借手と貸手の両者ともリースを含む契約は、原則リースを構成する部分としない部分に分けて会計処理を行う（公開草案26項）。なお、借手においては原則処理として、契約の対価の額をリースを構成する部分としない部分とに分け、それぞれの独立価格の比率²²に基づき配分する。加えて、契約の対価に借手に対し、財又はサービスを移転しない活動やコストにおいて借手が支払う金額が含まれるとき、この金額を契約における対価の一部とみなし、リースを構成する部分としない部分とに配分する（適用指針案11項）。なお、例外処理に関しては貸借対照表に計上する際に、両者を合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択ができる（公開草案27項）。

この例外処理をとることのメリットは、会計処理が一括で処理されるため、簡便的であることが挙げられる（公開草案BC28項）。また、リースの減少に代わって金利費用が発生することから営業損益の上昇を見ることができるといえる。現行基準では、営業の区分としてキャッシュ・アウトフローの処理をされていたリース料の支払いは、財務の区分としての扱いとなり、営業キャッシュ・フローも好転したように見られる。デメリットとしては、一括で使用権資産及びリース負債を貸借対照表に計上することにより、ROAが上昇してしまうという部分が挙げられる（KPMG2019、17頁）。このとき、IFRSとの整合性を図るため、適用指針案では借手における維持管理費用相当額に係るIFRS16号をそのまま取り入れることをしなかった。なお、サービス性が強いことからリースとして取り扱うことに対して懸念が挙げられている事例²³も存在するが、これらの契約がリースの定義を満たしている部分を含む場合があることから、IFRS16号との整合性を図るため異なる定めを設けないこととした（公開草案BC28項）。

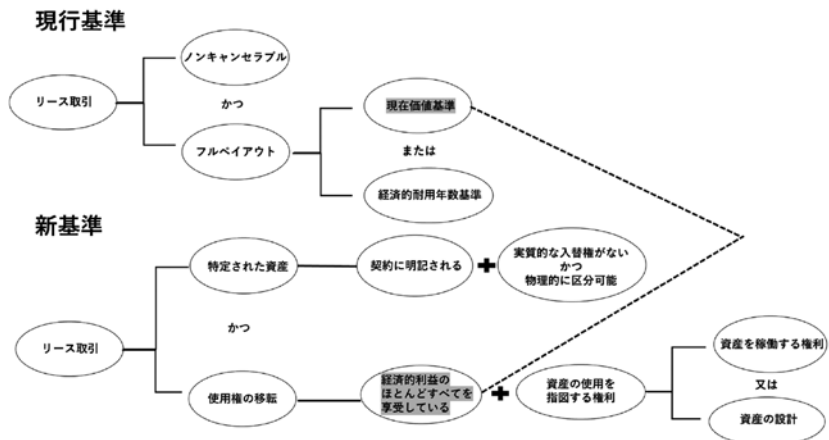
3. 現行基準との比較

新基準が現行基準と比較して大きく変化したのは、リースの範囲である。

現行基準においてオンバランスとされているのはファイナンス・リース取引のみとされていた。その具体的な判定としては、ノンキャンセラブル、かつ、フルペイアウトであると定められていた。加えて、フルペイアウトは現在価値基準（90%基準）と経済的耐用年数基準（75%基準）のいずれかに該当する場合にリースと判定される（適用指針5、9項）。対して、新基準では原則すべてのリースをオンバランスすることを提案している。この判定としては、特定された資産であり、使用权が借手に移転しているといった2要件を満たすときにリースとされる。使用权の移転においては、経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有しており、かつ、その資産の使用を指図する権利を有しているといういずれも満たす場合とされている。

現行基準と比較すると、①特定された資産であること、②使用权が移転していること、③使用を指図する権利を有することの3要件が新たに導入されている。ここで、図表2-1は現行基準及び新基準におけるリース取引の比較を示したものである。編掛け及び点線で示しているように、現行基準におけるフルペイアウトの経済的利益を実質的に享受することができるという要件が、新基準の使用权の移転に関する要件に引き継がれている。さらに、現行基準と新基準の要件において新たに置かれた要件に加えて変化しない、若しくはおおむね類似している部分があることが読みとれる。従来リースとはされていなかった契約が対象に含まれ、リースの範囲が拡大していくこと、あるいは現行基準でリースに該当していた契約がリースから外れるといったことも存在しうる。

図表 2-1 現行基準及び新基準におけるリース取引の比較



出所：井上（2023）より筆者作成。

(2) 借手における新基準の特徴

1. 基本的な処理と使用権モデルの採用

先述したとおり、借手における新基準の処理方法は現行基準から大幅に変更するとみられている。まず、挙げられるのが会計処理のオンバランス化である。新基準では現行基準と異なり、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類を廃止し、原則すべての処理をリース取引であるとした。

加えて、これまでのリース資産・リース債務の計上に代わり、使用権資産及びリース負債として計上し、単一の会計処理モデルの処理を行うことが提案されており（適用指針案BC28項）、これはIFRS16号で採用されたモデルを取り入れたものである。なお、IFRS16号に対して、Topic842では従来の会計処理と同じくファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する会計処理モデルがとられている（公開草案BC34項）。

2. 使用権資産及びリース負債の取扱い

リース負債の計上額は、原則リース開始日の時点で未払である借手のリース料の合計額から、利息相当額²⁴の合理的な見積額を控除した現在価値により算定する（公開草案32項）。この場合の借手のリース料とは、リース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に支払うものであり、①借手の固定リース料、②指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料²⁵、③残価保証に係る借手による支払見込額、④借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額、⑤リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）の5項目の支払で構成されている（公開草案33項）。これに対して使用権資産は、算出されたリース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料並びに付随費用を加算した金額で計上される（公開草案31項）。

3. 使用権資産の償却

では、新たに扱われることとなった使用権資産の減価償却は如何にして処理されるのか。減価償却の処理としては、原則として従来のとおりとなる。その際の耐用年数は、経済的に使用可能であると予測される期間とされ、残存価格は合理的な見積額とすることが提案されている（公開草案35項）。このとき、使用権資産は、契約上の条件と照らし合わせ、借手に原資産の所有権が移転すると認められるリースに対する資産とされている。

認められるか否かの判断は、リース適用指針の「所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するか否か」の定めを準拠しており、①契約期間の終了後又はその途中で、資産の所有権が借手に移転するリース（所有権移転条項付リース）や②借手の購入オプションの行使が合理的に確実とされるリース（選択購入権付リース）、③資産が借手に合わせての制作や建設され、貸手が第三者に再リース及び売却することが不可能なリース（特別仕様のリー

ス)の3要件のいずれかに該当するものとする(適用指針案40項)。対して、上記に当てはまらない使用権資産の償却は、使用期間がリース期間に限られるといった特徴があるため、定額法等の他の減価償却の方法のうち、企業の実態に準じて選択適用をした方法によって計算を行う。この場合の耐用年数は、借手のリース期間となり、残存価格をゼロにするとされている(公開草案BC41項)。

4. 短期リース及び少額リースの取扱い

ここで、例外処理として挙げられるのが短期リース及び少額リースである。これらの会計処理について、原則借手はリース料を借手のリース期間にわたって、定額法で費用計上できる。加えて、資産を借手が所有していると仮定したとき、この扱いを「貸借対照表において表示するであろう科目ごと」に選択適用できることが提案されている(適用指針案18項)。

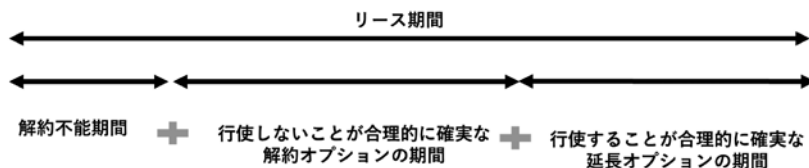
短期リースの範囲は現行基準と変わらず、リース開始日から借手におけるリース期間が12か月以内であるリースを指す(適用指針案4項(2))。少額リースにおいては次の2要件に当てはまる場合において選択適用ができる。1点目は減価償却資産の重要性が乏しく、購入時に費用処理がされている場合の借手のリース料が、減価償却資産の処理における基準²⁶の金額以下のリースである。この場合の基準額は、取引される単位に応じて適用され、複数単位の資産を含む場合はその単位ごと基準を適用する。なお、借手のリース料に資産の取得価格及び利息相当額を含むため、契約利息相当額を高めに設定することができる(適用指針案BC32項)。2点目に、企業の事業内容において重要性の乏しいリースの場合であり、この時の借手のリース料が300万円以下のリース²⁷又は、新品時の資産の価値がおよそ5,000米ドル²⁸である場合挙げられている(適用指針案20項)。この300万円以下の取扱いと5,000米ドル以下の取扱いを比較したとき、適用単位の定め方や数値、条件は異なっている。そのため、どちらの数値による取扱いが広範となるかは一概にはいえ

ないため、いずれかを会計方針の選択とすることが提案されている（秋本・富田2023、15頁）。

5. リース期間の決定

新基準における借手のリース期間は、IFRS16号との整合性を図り、借手が資産を使用する権利を持つ解約不能期間に、「借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間」及び「借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間」の2点を加えて決定することが定められている。この時、借手におけるリース期間の決定について解約する権利を借手のみが持つ場合、権利は借手が利用可能であるオプションであるとして考慮する。なお、貸手のみが権利を持つ場合、期間は借手の解約不能期間に含まれる（公開草案29項）。以上をまとめたものが図表2-2である。

図表2-2 新基準におけるリース期間



出所：筆者作成。

その「合理的確実」であるか否かを含めた期間の決定に係る判断を最終的に行う主体は経営者であると考えられる（KPMG2020、55頁）。このとき「合理的に確実であるか否か」の判断の際に生じるばらつきに対する懸念や、過去の実績から考えられる懸念が生じる。この懸念について、判断する際に考慮する経済的インセンティブを発生させる要因の例を適用指針案に記載される（適用指針案BC22項）。その例示として①延長オプション又は、解約オ

プシヨンの対象期間における契約条件²⁹、②賃借設備の大規模な改良の有無、③リースを解約することに関連して生じるコスト、④企業の事業内容に準じた資産の重要性、⑤延長オプションや解約オプションの行使条件といった要件を置いている（適用指針案15項）。なお、Topic842には「合理的に確実」が高い閾値であると踏まえ、「more likely than not（発生する可能性のほうが発生しない可能性より高い）」よりも高く、「virtually certain（ほぼ確実）」よりは低いであろうとされている（適用指針案BC22項）。

6. 小括～現行基準との比較～

現行基準との比較から挙げられる借手における処理の変化は、①ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分の有無、②使用権モデルの採用、③短期リースの条件、④リース期間の認識の4つである。

①及び②については、本文でも述べたとおり、従来においてファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引で区分していたが、新基準ではすべてのリース取引に対して同一の処理をすることとなった。これに加え、リース資産やリース債務で仕訳をしていた項目を使用権資産及びリース負債に変更して会計処理を行うことになった。③の短期リースの条件として、現行基準では300万円以下のリース取引のみが対象であったが、新基準では5,000米ドル以下の取扱いも新たに含まれることとなった。最後に④におけるリース期間の認識には従来の事項に加え、合理的に確実に使用しない解約オプション及び合理的確実に使用する延長オプションの2点を加えたものが借手のリース期間として取り扱われている。

(3) 貸手の会計処理

1. 基本的な考え方

貸手の会計処理においては、収益認識基準との整合性を図る点とリースの定義及びリースの識別の変更が提案されている。それらの点を除き、IFRS16号及びTopic842ともに大きな改正は行われていないことから現行基準の定めを維持することとなっている。そのため、借手とは異なりファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を継続するとされている。

2. ファイナンス・リース取引の取扱い

前述したように基本的にはファイナンス・リース取引の区分に変更はなく、リース取引においてファイナンス・リース取引に該当するかは現在価値基準、又は経済的耐用年数のいずれかを満たすことを条件としている。また、例外的に貸手のリース期間が経済的耐用年数の概ね75%以上であっても借手が原資産に係るほとんどすべてのコストを負担しないことが明らかな場合、現在価値基準のみによって判定が行われるとされている（公開草案58項）。

貸手において、ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される。所有権移転ファイナンス・リース取引か所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類されるかの判定基準は現行内容と変更はない（公開草案66項）。

3. ファイナンス・リース取引の会計処理

現行基準ではファイナンス・リース取引の会計処理について次の3つの方法を定めている。

- ①リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法。
- ②リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法。
- ③売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法。

①の方法は製造業や卸売業を営む企業が製品、商品を販売する際にリースを利用する場合、③の方法は金融取引の性格が強い場合を想定している。②の方法は従来行われていた割賦販売処理を想定していたが、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」（以下、「収益認識基準」という。）において割賦基準が認められなくなったこととの整合性から廃止され、以下の処理が提案された（適用指針案BC99-101項）。

製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一の製品又は商品を原資産としている場合で、貸手として行ったリースが所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されるとき、貸手はリース開始日に貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上する。また、原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合、当該付随費用を売上原価に含める。ただし、売上高と売上原価の差額が貸手のリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、上記の処理によらず、売上高と売上原価の差額である販売益相当額を売上高とせず、利息相当額に含めて処理することができる。さらに各期に受け取る貸手のリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収に区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。

また、貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合で、貸手として行ったリースが所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されるとき、貸手は、以下の会計処理を行う。

①リース開始日に、原資産の現金購入価額（原資産を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。）により、リース投資資産を計上する。

②受取リース料の会計処理は、各期に受け取る貸手のリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収に区分し、前者を各期の損益として処理し、

後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。

続いて、所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理を整理する。所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理は基本的には所有権移転外ファイナンス・リース取引と同様だが、リース当該資産はリース債権に置き換えて処理が行われる。また、割安購入選択権がある場合、当該割安購入選択権の行使価額は貸手のリース料及び受取リース料に含まれる（適用指針案74項）。

4. オペレーティング・リース取引の取扱い

次に、オペレーティング・リース取引の会計処理を整理する。貸手は、オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととしている（公開草案46項）。適用指針は、ファイナンス・リース取引の会計処理のみを示し、オペレーティング・リース取引の会計処理は示していなかった。この点、実務においては、フリーレントやレントホリデーに関する会計処理が必ずしも明らかでなく、リース基準におけるオペレーティング・リース取引の会計処理の実務に多様性が生じており、企業間の比較可能性が損なわれていた。公開草案ではフリーレントやレントホリデーに関する会計処理を明確にすることで収益認識基準との整合性を図ろうとしている。そのため貸手はオペレーティング・リース取引による貸手のリース料について、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上することを提案している（適用指針案78項）。

5. フリーレント及びレントホリデーの取扱い

フリーレントとは不動産を賃貸する際に数か月分の賃料を無料にする契約のことであり（EY新日本有限責任監査法人2024）、レントホリデーとは賃料の無料期間を分割させる制度で、入居後の一定期間以外で賃料を免除する契約形態のことであり（EY新日本有限責任監査法人2024）。フリーレントの会

計処理には①フリーレント期間中を計上しない方法、②賃料総額を賃貸期間で分割して計上する方法がある。

はじめに、フリーレント期間中を計上しない方法の会計処理を整理する。家賃を月12万円、契約期間を1年間、フリーレント期間を最初の3か月に設定した場合、仕訳は以下のようになる。

フリーレント期間の会計処理

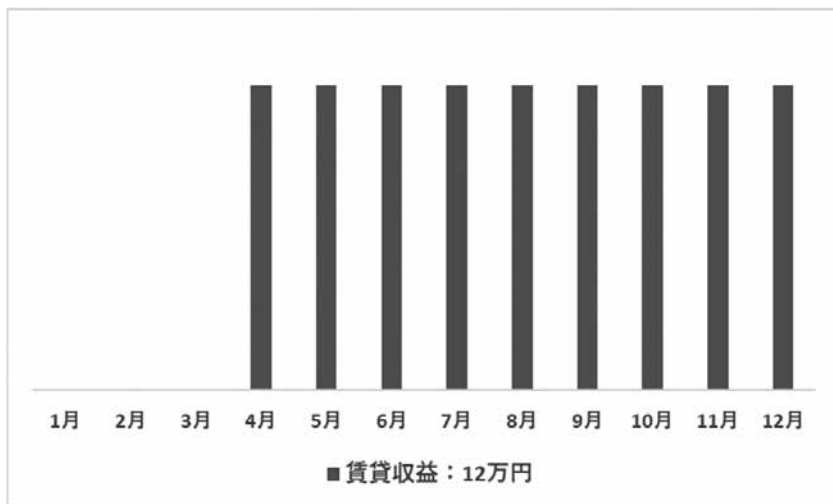
(借) 仕訳なし		(貸)	
----------	--	-----	--

フリーレント期間終了後の賃料回収時の会計処理

(借) 現金	120,000円	(貸) 賃貸収益	120,000円
--------	----------	----------	----------

上記の仕訳を示したものが図表2-3である。また、このときの消費税の取扱いにおいては、フリーレント期間中は仕訳がないため処理を行わず、フリーレント期間の終了後に家賃収入の12万円を課税売上として処理する。

図表 2-3 フリーレント期間中に計上しない方法



0	0	0	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	地代家賃
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		

出所：筆者作成。

次に、賃料総額を賃貸期間で分割して計上する方法の会計処理を同様の契約条件で整理する。1年間の家賃の総額はフリーレント期間を除いて108万円となり、1か月の家賃収入は9万円となる。この場合、仕訳は以下のようになる。

フリーレント期間中における会計処理

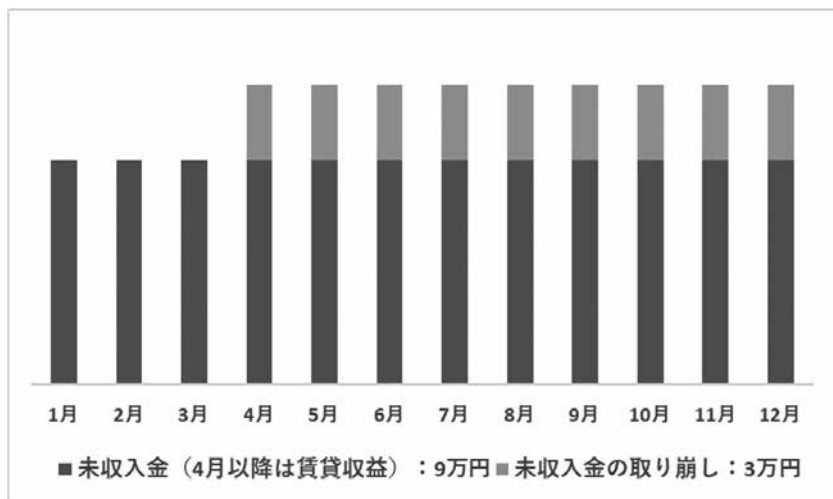
(借) 未収入金	90,000円	(貸) 賃貸収益	90,000円
----------	---------	----------	---------

フリーレント期間終了後の賃料回収時の会計処理

(借) 現金預金	120,000円	(貸) 賃貸収益	90,000円
		未収入金	30,000円

上記の仕訳を示したものが図表2-4である。消費税に関してはフリーレント期間を含めて按分を行い、算出した家賃収入の9万円を消費税の課税売上として処理する。レントホリデーの会計処理については解約不能条項がある場合、フリーレントと同様の処理を行うこととなっている（EY新日本有限責任監査法人2024）。

図表2-4 賃料総額を賃貸期間で分割して計上する方法



			3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	未払金の取り崩し
未払金(9万円)	未払金(9万円)	未払金(9万円)	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	地代家賃
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

出所：筆者作成。

6. 小括～現行基準との比較～

現行基準との比較から挙げられる貸手の変化は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分の有無、リース期間の認識の2つである。ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分

の有無について、貸手は新基準においてもファイナンス・リース取引とオペレーティング取引の区分を継続し、現行基準と同様の会計処理を行うとしている。また、リース期間の認識について、貸手は新基準においても変更はないとしている。

なお、前述したように借手は現行基準との比較として、リースの区分にかかわらず同一の処理を行うことと、リース期間の認識に合理的確実に使用しない解約オプション及び合理的確実にする延長オプションの2つが加わることが挙げられている。以上のことから借手と貸手の処理方法は非対称となっている。

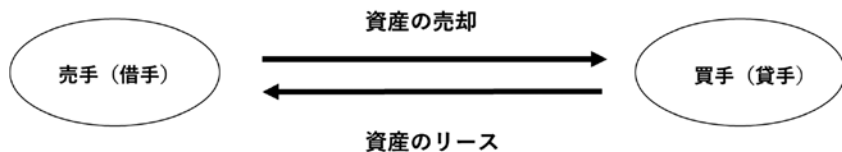
(4) 特定取引の会計処理

1. セール・アンド・リースバック取引の取扱い

1) セール・アンド・リースバック取引の定義及び該当しない取引

本取引について論じるにあたり、まずはセール・アンド・リースバック取引の定義を述べる。図表2-5はセール・アンド・リースバック取引を図解したものである。この取引は売手（借手）つまり売手である借手が、資産を買手（貸手）つまり買手である貸手へ譲渡し、売手が買手から当該資産をリースする取引であると定義されている（適用指針案4項（11））。

図表2-5 セール・アンド・リースバック取引の図解



出所：筆者作成。

しかし、リースバックが行われていてもセール・アンド・リースバック取引に該当しない取引が存在する。資産の譲渡が収益認識基準に準じて一定の期間において履行義務が満たされている場合又は、企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準」95項に準じて、工事契約によって得た収益における履行義務を完全に満たした時点での収益認識を選択したときのいずれかの取引となる（適用指針案50項）。加えて、売手である借手が原資産の移転を行う前に、原資産に対する支配を獲得しない場合、この資産における移転と関連するリースバックは、セール・アンド・リースバック取引に該当しないとされている。この場合には、セール・アンド・リースバック取引として処理するのではなく、リースとして会計処理を行うこととされている（適用指針案54項）。

2) セール・アンド・リースバック取引における売買取引と金融取引

適用指針案では、セール・アンド・リースバック取引において資産の譲渡が売却取引であるか否かにおける判断の基準がおかれている。売却に該当する場合及び売却に該当しない場合の2つに整理されている。まず、売却に該当しない場合においては、①売手である借手の資産譲渡が他の会計基準等の判断により売却にあたらぬとされるとき、②リースバックによって、売手である借手が資産により得られる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産を使用することで生じたコストのほとんどすべてを負担するときのいずれかとなる。なお、②の要件においては現行基準及び新基準におけるリースの要件のフルペイアウトと同一とみなすことができるであろう。これら2つのうちいずれかに該当する場合、資産の譲渡とリースバックをまとめて1つの取引とみなし、金融取引としての処理する。次に、売却に該当する場合である。これは売手である借手における資産の譲渡が、他の会計基準等の判断によってある時点において損益を認識する売却に該当すると判断された場合である。この時、売手である借手は資産の譲渡において他

の会計基準によって資産の認識を行い、リースバックに関して会計基準案及び適用指針案に沿って会計処理を行う³⁰（適用指針案51項）。適用指針案において、セール・アンド・リースバック取引が売却に該当するか否かの判断は、IFRS16号ではなくTopic842における定めに基づいている。

IFRS16号における定めを適用指針案に含めた場合、資産の譲渡について他の会計基準等の定めにより損益を認識すると判断される場合であっても、資産の譲渡に損益の調整を求めることになる。そのため、他の会計基準等とは異なる考え方を採用することになってしまう。また、IFRS16号においては、リースバックによって、売手である借手が継続して保持する権利による利益又は損失は、売却する際に認識しない。これにより、売却時の損益の調整が必要となる分、Topic842のモデルよりも複雑となる可能性があると考えられる。このようなIFRS16号の資産の譲渡による損益の調整に代わり、セール・アンド・リースバック取引に関する開示を要求することが有用な情報提供につながると考えられている（適用指針案BC81項）。

3) オフマーケットにおける会計処理

セール・アンド・リースバック取引のうちオフマーケット取引に該当する場合、以下の4つに分かれて処理がなされる（適用指針案52項）。

①譲渡対価<時価の場合

資産の譲渡における基準を時価として損益を認識し、譲渡対価と時価の差額は使用权資産の取得価格に含める。

②借手のリース料<市場レートにおけるリース料

差額の扱いは譲渡対価を増額したうえで、譲渡における損益を認識し、使用权資産の取得価格に含める。

③譲渡対価>時価

時価による譲渡について損益を認識し、差額を金融取引として会計処理を行う。

④借手のリース料>市場レートにおけるリース料

差額は譲渡対価を減額したうえで損益を認識し、この差額は金融取引として処理される。

なお、この4つのいずれかにおいて、資産の譲渡対価が明らかに時価であるか否か又は、借手におけるリース料が明らかに市場におけるリースであるか否かといった判断が入る。この判断は、資産の時価及び市場のレートにおけるリース料のいずれかにおいて容易に算定できる方法が基となっている。そして1点目又は2点目は譲渡対価を増額する場合に、3点目又は4点目は譲渡対価を減額する場合に適用する。この扱いは、セール・アンド・リースバックに該当しない取引においても適用される（適用指針案53項）。

セール・アンド・リースバック取引を相対取引によって行う場合、これはグループ会社間で行うことができる取引である。取引価格の設定をグループ会社間のみで決定することができるため、市場価格と大きく乖離した価格での取引を成立させることができる。つまり、当事者間の結託によって自社に有利な会計処理を行い、利益操作をすることができるといえる。また、先述したとおり、オフマーケット取引時には、自社に有利な価額を設定することができてしまうため、利益操作が可能となる。その際の税務対応についてはIVで考察する。

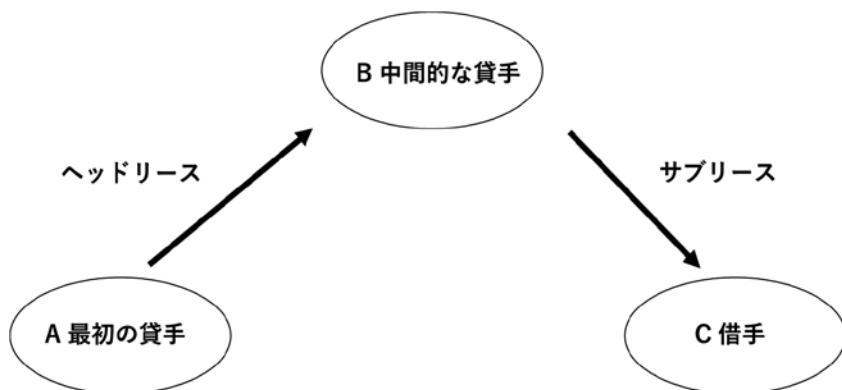
2. サブリース及び転リース取引の取扱い

1) 基本的な考え方

サブリース取引とは、リースされた資産がその借手から第三者へとさらにリースされ、初めの借手と貸手の間のリースが有効であるままの取引と定義されている（適用指針案4項（12））。また、最初の貸手と借手の間のリースを「ヘッドリース取引」、ヘッドリース取引における借手を「中間的な貸手」と呼んだうえで（適用指針案4項（12））、IFRS16号と同じくヘッドリース取引とサブリース取引の2つを別の契約として借手及び貸手の会計処理を行

うこととされている。このヘッドリース取引、中間的な貸手、サブリースの関係性を示したものが、図表 2-6 である。

図表 2-6 サブリース取引の図解



出所：筆者作成。

その際、IFRS16号ではこの会計処理における例外的な定めは設けられていなかったが、公開草案及び適用指針案では、サブリース取引における例外的な定めを「中間的な貸手がヘッドリース取引に対してリスクを負わない場合」及び「転リース取引」の2つの取り扱いを定めることとなっている（公開草案85項）。この会計処理は、適用指針案の設例18（企業会計基準委員会2023c）の処理を参考に、以下のとおりに行う。

例1) サブリース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合

X2年3月31日までの仕訳

①ヘッドリース取引の借手（中間的な貸手）の仕訳

X1年4月1日（ヘッドリース取引の開始日）

（単位：千円）

（借）使用権資産	xxx	（貸）リース負債	xxx
----------	-----	----------	-----

X2年3月31日（ヘッドリース取引の第12回の支払日・決算日）

(借) リース負債	xxx	(貸) 現金預金	xxx
支払利息	xxx		xxx
(借) 減価償却費	xxx	(貸) 減価償却累計額	xxx

①サブリースの貸手（中間的な貸手）の仕訳

X2年4月1日以降の仕訳

X2年4月1日（サブリース取引の開始日）

(借) リース投資資産	xxx	(貸) 使用権資産	xxx
減価償却累計額	xxx	利益	xxx

X2年4月30日（サブリース取引の第1回回収日）

(借) 現金預金	xxx	(貸) リース投資資産	xxx
		受取利息	xxx

※以降も同様の処理を行う。

②ヘッドリース取引の借手（中間的な貸手）の仕訳

X2年4月30日（ヘッドリース取引の第13回支払日）

(借) リース負債	xxx	(貸) 現金預金	xxx
支払利息	xxx		

例2) サブリース取引がオペレーティング・リース取引に該当する場合

X2年3月31日までの仕訳

①ヘッドリース取引の借手（中間的な買い手）の仕訳

X1年4月1日（ヘッドリース取引の開始日）

(借) 使用权資産	xxx	(貸) リース負債	xxx
-----------	-----	-----------	-----

X2年3月31日（ヘッドリース取引の第X回の支払日・決算日）

(借) リース負債	xxx	(貸) 現金預金	xxx
支払利息	xxx		xxx
(借) 減価償却費	xxx	(貸) 減価償却累計額	xxx

X2年4月1日以降の仕訳

①サブリース取引の貸手（中間的な貸手）の仕訳

X2年4月1日（サブリース取引の開始日）

(借) 仕訳なし		(貸)	
----------	--	-----	--

X2年4月30日（サブリース取引の第1回回収日）

(借) 現金預金	xxx	(貸) 受取リース料	xxx
----------	-----	------------	-----

※以降も同様の会計処理を行う。

②ヘッドリース取引の借手（中間的な貸手）の仕訳

X2年6月30日（ヘッドリース取引の第15回支払日・第一四半期決算日）

(借) リース負債	xxx	(貸) 現金預金	xxx
支払利息	xxx		xxx
(借) 減価償却費	xxx	(貸) 減価償却累計額	xxx

2) 中間的な貸手がヘッドリース取引に対してリスクを負わない場合

サブリース取引における中間的な貸手は、以下の3要件のいずれも満たす取引では、適用指針案85項の定めにかかわらず、サブリース取引において受け取るリース料が発生した時又は当該リース料の受け取り時のどちらか遅い時点において、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上することができるかと定められている（適用指針案88項）。

- ① 中間的な貸手が、サブリース取引における借手からリース料の支払いをされない限り、ヘッドリース取引の貸手に対してリース料を支払う義務を負わない
- ② 中間的な貸手が、ヘッドリース取引において支払う金額は、サブリース取引にて受け取る金額に前もって定められていた料率をかけた金額である
- ③ 中間的な貸手は、サブリース取引の契約条件及びサブリース取引の借手が存在しない期間の資産の使用に関する方法の両者とも決定する権利を有さないという

なお、この場合の取り扱い、IFRS16号では定められていない。そのため、IFRSの任意適用をしている企業が個別財務諸表に対してIFRS16号を用いたとしても、修正不要とするという方針を考慮したうえで、中間的な貸手がヘッドリース取引に対してリスクを負わない場合の取り扱い及び転リース取引に関する取扱いは任意適用とすることとされている（公開草案88項及び

89項)。

3) 転リース取引の取り扱い

転リース取引とは、サブリース取引のうち、原資産の所有者からその資産のリースを受けて、さらに同一の資産を同一の条件で第三者にリースする取引と定義されている(適用指針案89項)。このとき、中間的な貸手における転リース取引のうち、貸手としてのリースが原資産を基礎として分類する際にファイナンス・リース取引に該当する場合、①貸借対照表においてはリース債権又は、リース投資資産とリース負債の双方を計上し、②損益計算書においては、支払利息、売上高、売上原価は計上せず、貸手として受け取るリース料及び借手として支払うリース料の差額を手数料収入として各期に配分したのち、転リース差益等の名称で計上するといった2つの会計処理方法とすることができる(適用指針案89項)。リース債権又はリース投資資産とリース負債は利息相当額を控除したのちの金額で計上するということが原則とされているが、上記に当てはまる場合は利息相当額を控除する前の金額で計上が可能である。リース債権又はリース投資資産から利息を控除する際に使用する割引率は、リース負債から利息相当額を控除する際の割引率を使用する(適用指針案89項)。

IFRS16号では、借手が資産をサブリース取引を行っているとき、ヘッドリース取引に関して少額リースにおける簡便的な取り扱いを適用することができないとされている。しかし、適用指針案では実務における負担の増加に対する対応から、当該の定めを取り入れないこととされた(適用指針案BC116項)。

3. 小括～現行基準との比較～

ここでは、セール・アンド・リースバック取引をセール・アンド・リースバック取引に該当するかの判断基準、及び売却に該当するかの判断基準が新

基準において設けられたことから、セール・アンド・リースバック取引に該当しないものと、セール・アンド・リースバック取引に該当するものうち、売却に該当するものとししないものとに分けて現行基準との比較をしていく。

まず、セール・アンド・リースバック取引に該当しないものについては、これまで基準において記載がされていなかった。しかし、公開草案及び適用指針において、その取引について明確な定めが新たに設けられることとなった。

セール・アンド・リースバックに該当するものは、現行基準において、ファイナンス・リース取引に該当するセール・アンド・リースバック取引は一連の取引とみなし、売却損益を繰り延べることとなっていたが³¹、新基準では、セール・アンド・リースバック取引を①売却に該当するもの②売却に該当しないものと分けられることとなった。1つ目の、売却に該当しない場合には、金融取引として処理することとなった。売却に該当しないものを他の基準により資産の売却と認められないもの又はフルペイアウトの要件を満たす場合と定義し、経済的実態に合わせ、金融取引として処理することとなった。2つ目の、売却に該当する場合は、資産の売却と同時に売却損益は即時認識されることとなった。

なお、サブリース取引に関しては現行基準において記載がされておらず、リース債権やリース投資資産とリース債務を計上していた。一方、新基準では新たに記載したことに加え、IFRS16号に会計処理の例外的な定めは設けられていなかったが、サブリース取引における例外的な定めを置くこととした。

以上より、新基準において、それぞれのセール・アンド・リースバック取引の実態に合わせ、会計処理を行っていることを示した。Ⅳにおいては、セール・アンド・リースバック取引の税制対応の方向性を考察する。

(5) 現行基準と新基準の比較

以下の図表 2-7 は、本章において展開した現行基準と新基準の内容をまとめたものである。

図表 2-7 現行基準及び新基準のまとめ

論点	現行基準	新基準
借手の 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。 ・原則としてファイナンス・リース取引は売買処理となり、オペレーティング・リース取引は賃貸借処理となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分をなくす。 ・すべてのリースを使用権資産及びリース負債としてオンバランスの処理とする。
貸手の 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。 ・フリーレントに関しては明記されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現行基準から変更はなし。 ・第二法を廃止。
リースの 定義及び識別	<ul style="list-style-type: none"> ・貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたって、使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引（リース基準 4 項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」とする。 ・特定された資産及び借手に対する使用権の移転を満たすもの。
リース期間	<ul style="list-style-type: none"> ・事実上解約不能であり、「拘束期間」、「契約期間」、「賃貸借期間」といった文言で記載されている（適用指針案 92 項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間」及び「借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間」を含めて決定する。
セール・ アンド・ リースバック 取引	<ul style="list-style-type: none"> ・リース取引がファイナンス・リース取引であるかオペレーティング・リース取引であるかで会計処理を分ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の譲渡が売却に該当するか否かで異なる会計処理をとる。 ・Topic 842 と整合的な会計処理とされている。

サブリース取引	<ul style="list-style-type: none"> ・サブリース取引に関する記載はなし。 ・転リース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、売却損益は繰延処理せずに損益に計上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IFRS16号と同様にヘッドリース取引及びサブリース取引の2つを別個の契約として借手と貸手の両方の会計処理を行う。 ・例外として、「中間的な貸手がヘッドリース取引に対してリスクを負わない場合」の取扱いと「転リース取引」の取扱いを定めることとしている。
---------	--	---

出所：林（2023）より筆者作成。

Ⅲ 新リース会計基準のインパクト～財務諸表の比較を通じて～

前章では、新基準について詳しく触れ、現行基準との相違点が浮き彫りにした。具体的には、リースの定義・識別が変更されたことにより、資産・負債の計上額が増加することが挙げられる。では、新基準の導入によってわが国企業にどのような影響が及ぶのだろうか。

そこで、本章ではまず新基準の適用対象企業数及び同リース取扱高を明らかにする。また、リース取扱高、設備投資額の業種別構成比を詳細に分析し、影響の大きな業種を探る。そして、IFRS適用企業の連結財務諸表からIFRS16号適用前後における資産・負債の増加額を把握し、自己資本比率、ROAの変化を示す。以上の分析を通じて、新基準適用対象企業への影響度の大きさを明らかにする。

(1) 新リース会計基準の適用対象

1. 適用対象企業数

新基準の適用対象企業は、①金融商品取引法の適用を受ける会社（上場会社や社債、CPなどの有価証券発行会社、株主数が500以上の会社）並びにその子会社及び関連会社、②会計監査人を設置する会社（会社法上の大会社（資本金が5億円以上、若しくは負債総額が200億円以上の株式会社）、及び

任意に会計監査人を設置する会社）及びその子会社である（JA三井リース株式会社）。以下図表 3-1 は適用対象企業の内訳を表したものである。

図表 3-1 日本における会社数、会計基準

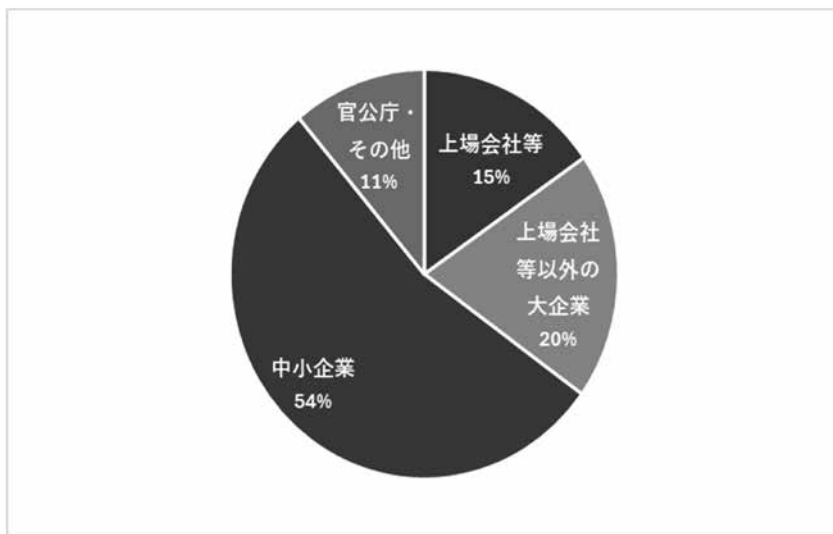
区分	会社数	連結財務諸表	個別財務諸表
①上場会社	3,929社	日本基準 ³²	日本基準
②金融商品取引法開示会社 （①以外）	約600社	日本基準 （IFRS、JMISの 任意適用）	
③会社法大会社 （②以外）	10,364社 から①②を除く	作成義務なし	日本基準 （簡便法）
④上記以外の株式会社	2,612,677社 から①②③を除く		中小指針 中小要領 その他

出所：国税庁（2021）、中小企業庁（2023）、東京証券取引所（2024）より筆者作成。

図表 3-1 より、実際の適用対象企業数は、会社法上の大会社にあたる 10,364社（中小企業庁2023）と国内・海外の子会社及び関連会社110,123社（経済産業省2022）³³の合計120,487社である。日本の株式会社数は2,612,677社（国税庁2021、18頁）であるため、日本の全企業に占める新基準適用対象企業の割合は約 5 % である。

2. 適用対象企業のリース取扱高

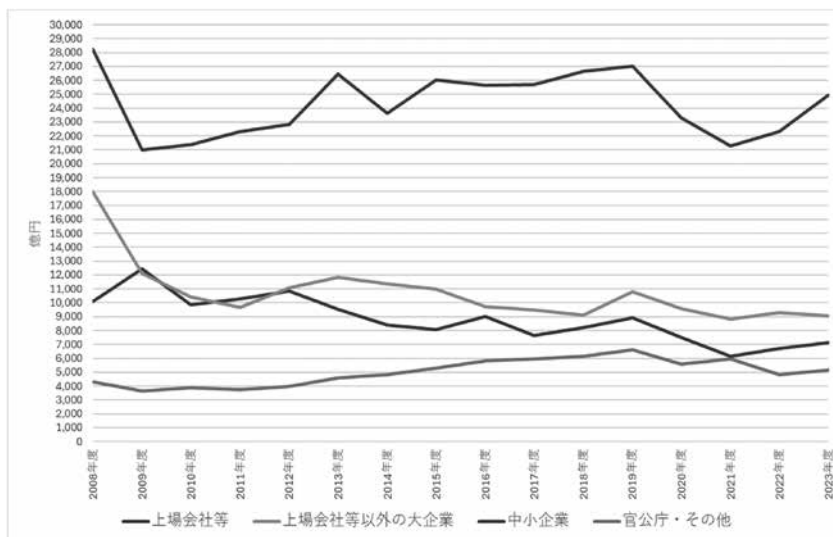
日本における2023年度のリース取扱高は46,299億円（（公社）リース事業協会2024）である。2023年度のリース取扱高を企業規模別に示したのが図表 3-2 である。図表 3-2 から見て分かるとおり、中小企業が約半数を占め、新基準適用対象企業におけるリース取扱高は7,115億円で全体の約15%に留まる。

図表 3-2 2023年度企業規模別リース取扱高の構成比³⁴

出所：(公社)リース事業協会(2024)より筆者作成。

2008年度以降の企業規模別リース取扱高の推移を示したものが図表 3-3 である。リース取扱高は1990年度の84,152億円((公社)リース事業協会2024)が最大で、それ以降現在に至るまで減少傾向にある。減少に拍車がかかったと考えられるのが、2008年度より適用が開始されている現行基準である。中小企業のリース取扱高はここ15年を通観しても全体の約半数を占めており、会計・税務の改正があれども一貫して中小企業のリースの利用が大きいことが明らかである。

図表 3-3 企業規模別リース取扱高の推移 (2008～2023年度)



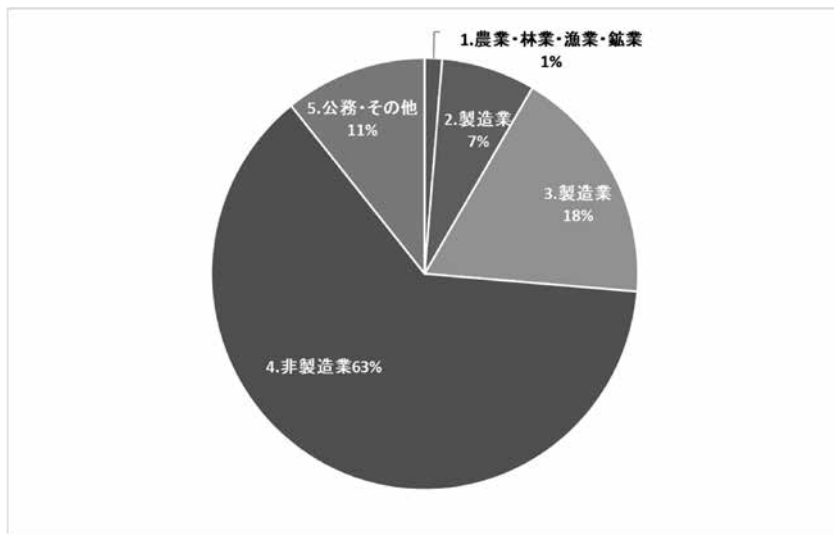
出所：(公社)リース事業協会(2012、2016、2019、2022d、2024)より筆者作成。

(2) 業種別分析

リース事業協会(2024)によるリース統計(2023年度)での業種別取扱高³⁵を示したものが図3-4である。全体の半数以上を4. 非製造業が占め、3. 製造業、4. 非製造業の2業種で全体の約8割を占めていることが図表3-4より明らかである。

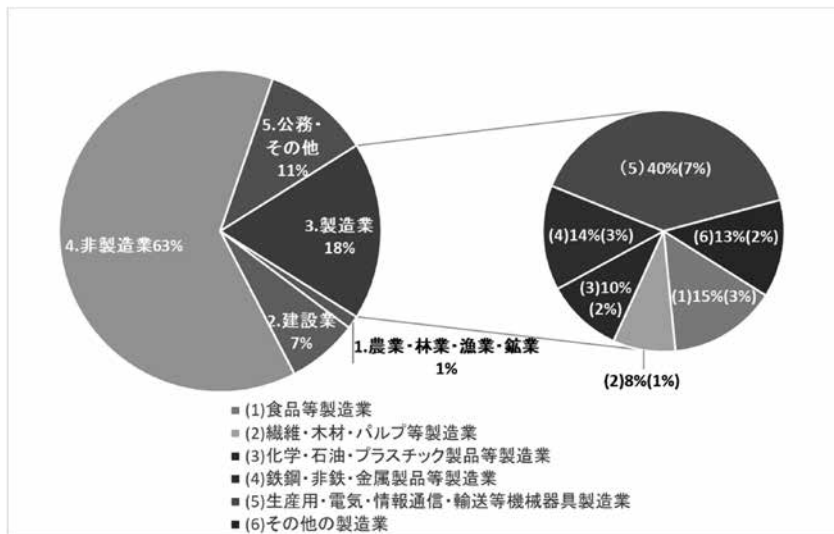
そこで、3. 製造業、4. 非製造業の詳細な内訳を示したものがそれぞれ図表3-5、3-6である。3. 製造業では、(5)生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業が4割を占めている。4. 非製造業では、その約半数を(4)卸売業・小売業、(9)その他サービスが占めている。

図表 3-4 2023年度業種別取扱高の構成比



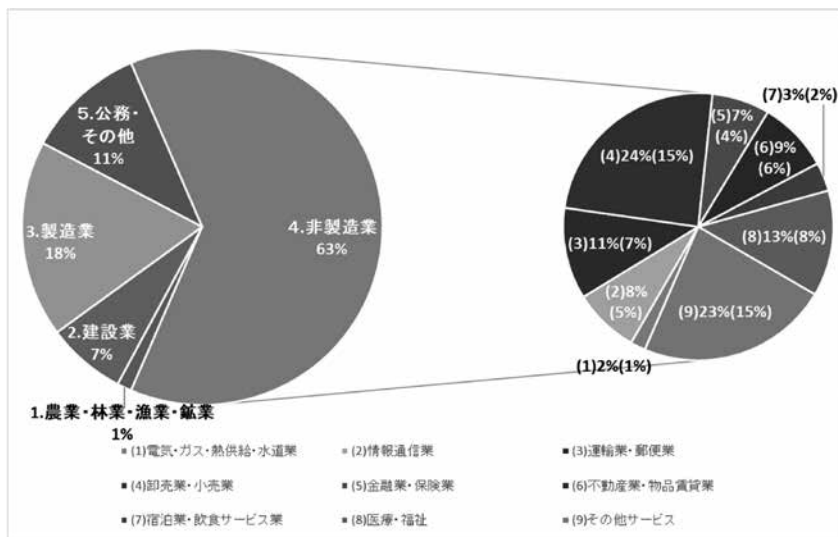
出所：（公社）リース事業協会（2024）より筆者作成。

図表 3-5 図表 3-4 における 3. 製造業の内訳



出所：（公社）リース事業協会（2024）より筆者作成。

図表 3-6 図表 3-4 における 4. 非製造業の内訳



出所：（公社）リース事業協会（2024）より筆者作成。

(3) 新リース会計基準のインパクトを探る～IFRS適用企業の財務諸表から～

新基準適用対象企業におけるリース取扱高は、全体の約15%と少ないものの、事業規模が大きいことで、新基準の影響が財務諸表において顕著に現れることが予想される。そこで、適用対象企業のみに焦点を当てて分析していく。

1. 使用権資産・リース負債の計上額

2024年5月末において東京証券取引所に上場する3,935社のうち、IFRS適用済企業は272社、IFRS適用決定企業は9社、米国基準採用企業は6社ある。本節ではIFRS適用企業に焦点を当てて分析を行う。すでにIFRS適用企業においてIFRS16号が連結財務諸表に反映されていることを確認できた企業は232社であり、そのうち新基準適用前事業年度のリース資産・リース負債の帳簿価額及び適用事業年度の使用権資産・リース負債の帳簿価額、自己資本

比率、ROAのすべてを確認できた企業は137社であった。

本稿【巻末資料1】より、137社におけるIFRS16号適用前後の事業年度の資産・負債の平均増加額はそれぞれ76,460百万円、77,345百万円、平均増加率はそれぞれ3.50倍、3.45倍であることが明らかになった。東京証券取引所の33業種分類別に区分したうえで資産・負債の増加額を示したものが図表3-7である。資産・負債の増加額は大きい順に①石油・石炭製品、②卸売業、③小売業となった。一方、セール・アンド・リースバック取引が多く活用されていると指摘される不動産業の増加額は、資産が19業種中19番目、負債は18番目と影響が小さいことが明らかになった。

図表3-7 資産・負債の増加額の内訳

順位	業種	資産 (百万円)	業種	負債 (百万円)
1位	石油・石炭製品	448,023	石油・石炭製品	456,495
2位	卸売業	306,967	卸売業	323,649
3位	小売業	184,667	小売業	178,300
4位	電気機器	67,505	電気機器	67,925
5位	輸送用機器	59,673	輸送用機器	56,838
6位	サービス業	53,879	サービス業	52,781
7位	情報・通信業	53,535	医薬品	51,688
8位	化学	52,125	化学	50,534
9位	鉄鋼	48,696	鉄鋼	49,641
10位	医薬品	46,086	情報・通信業	48,838
11位	ガラス・土石製品	42,807	繊維製品	43,735
12位	繊維製品	41,824	ガラス・土石製品	43,728
13位	ゴム製品	30,887	機械	32,608
14位	機械	26,906	ゴム製品	29,898
15位	精密機器	18,407	精密機器	19,912
16位	その他製品	15,411	その他製品	14,449
17位	証券、商品先物取引業	10,501	証券、商品先物取引業	11,555
18位	陸運業	4,091	不動産業	10,275
19位	不動産業	1,543	陸運業	3,768

出所：筆者作成。

次に、使用権資産の帳簿価額の金額別の分布を示したものが図表3-8である。137社のうち91社が使用権資産を100億円以上計上していることが明らかになった。そして、使用権資産の帳簿価額が1兆円を超える企業の詳細な数値を示したものが図表3-9である。使用権資産の帳簿価額が1兆円を超える企業はローソン、伊藤忠商事、三菱商事、ソフトバンク、ソフトバンクグループの5社であった。5社のうち3社が卸売業・小売業であり、そのインパクトの大きさが窺える。

図表3-8 使用権資産の帳簿価額の金額別分布

使用権資産計上額	会社数
1兆円以上	5社
1,000億円以上1兆円未満	24社
100億円以上1,000億円未満	62社
100億円未満	46社

出所：筆者作成。

図表3-9 使用権資産の帳簿価額が1兆円以上の企業の内訳

順位	企業名	業種	使用権資産の帳簿価額
1位	三菱商事	卸売業	1,429,288百万円
2位	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,293,692百万円
3位	ソフトバンク	情報・通信業	1,234,457百万円
4位	伊藤忠商事	卸売業	1,119,263百万円
5位	ローソン	小売業	1,069,233百万円

出所：筆者作成。

2. 自己資本比率、総資産利益率への影響

本稿【巻末資料2】より、137社におけるIFRS16号適用前後の事業年度の自己資本比率の平均増減率は-3.22%、ROAの平均増減率は-1.93%となることが明らかになった。それぞれの減少率を業種別に示したものが図表3-10である。自己資本比率では、減少率が大きい順に①小売業、②サービ

ス業、③繊維製品となり、ROAでは、①鉄鋼、②その他製品、③サービス業となった。自己資本比率では機械を除く業種で減少に転じており、ROAでは一部業種（陸運業、不動産業、精密機器、医薬品）のみ増加した。

図表 3-10 自己資本比率、ROAの減少率の内訳

順位	自己資本比率		ROA	
	業種分類	減少率	業種分類	減少率
1位	小売業	-9.11%	鉄鋼	-8.60%
2位	サービス業	-7.46%	その他製品	-6.10%
3位	繊維製品	-5.00%	サービス業	-5.36%
4位	ゴム製品	-4.85%	ゴム製品	-3.95%
5位	鉄鋼	-4.60%	輸送用機器	-2.89%
6位	情報・通信業	-3.46%	ガラス・土石製品	-2.50%
7位	石油・石炭製品	-3.30%	電気機器	-2.48%
8位	精密機器	-3.00%	石油・石炭製品	-2.30%
9位	電気機器	-2.82%	機械	-1.89%
10位	陸運業	-2.40%	化学	-1.87%
11位	医薬品	-2.23%	繊維製品	-1.70%
12位	化学	-2.22%	情報・通信業	-1.69%
13位	卸売業	-1.96%	卸売業	-1.33%
14位	輸送用機器	-1.84%	小売業	-0.92%
15位	その他製品	-1.55%	証券、商品先物取引業	-0.50%
16位	ガラス・土石製品	-1.40%	陸運業	0.30%
17位	証券、商品先物取引業	-0.90%	不動産業	0.30%
18位	不動産業	-0.45%	精密機器	0.45%
19位	機械	0.68%	医薬品	2.03%

出所：筆者作成。

(4) 小括

新基準適用対象企業数は、日本の企業全体の約5%に過ぎず、また、リース取扱高に占める割合も約15%であり、日本企業全体への影響は小さいことが窺える。しかし、IFRS適用対象企業でのIFRS16号導入前後の連結財務諸

表の比較から、資産・負債の約750億円もの増加、自己資本比率が3.22%減、ROAも1.93%減と、企業への影響の大きさが露わになった。そこから、新基準適用対象企業においても同様に影響が及ぶことが考えられる。また、現在、上場会社等のリース取扱高は減少傾向にあるが、新基準導入によってこれに拍車がかかることが予想される。

一方、日本の約9割を占める中小企業ではリースが多く使用されている。前章でも述べたがリースは設備投資の促進に寄与しており、資金繰りの厳しい中小企業にとって有効な手立てである。そのような状況下において、新基準が中小企業会計にまで導入されればその影響は計り知れない。したがって、中小企業への新基準導入をいかに遮断できるかが課題といえよう。

IVでは、会計基準の変更を受け、新基準適用対象企業と、中小企業それぞれの法人税法の対応を明らかにする。

IV 新基準と法人税法の対応

Iで述べたとおり、近年のリース会計基準と法人税法の関係は、法人税法が会計基準の内容を取り込むように改正されている。現行基準を例に取って法人税法との比較をすると、会計基準はリース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに区分したうえで、経済的実態に沿った形でファイナンス・リース取引は売買処理、オペレーティング・リース取引は賃貸借処理とすることとしている。それに対して、法人税法においてもリース取引を定義し（法64の2③）、経済的実態が売買取引であるリース取引については法人税法においても売買取引とみなすという規定を設けている。

本章では、中小企業と大企業の2つの観点から、法人税法が新基準に対応するための方向性を検討し、新基準導入によって発生する税務処理と会計処理との差異にどのように対応すべきかを考察していく。

(1) 中小企業の観点から～税制改正の方向性～

ASBJが公開草案の公表に伴って、公表日の2023年5月2日から同年8月4日まで、公開草案に対するコメント募集を実施した。コメントは、現在リース取引を取り扱っている団体若しくは個人から寄せられたものであり、どのような点を危惧しているのかを考察できる。本節では、ASBJに寄せられたコメントを糸口にし、税制改正の方向性を考察していく。

新基準の公開草案が発表された際にパブリックコメント（企業会計基準委員会2023a）を提出したのは図表4-1に示す13の個人及び32の団体である。そのうち税に関してコメントを寄せた12の団体及び3の個人を編掛けで示している。

図表4-1 パブリックコメントを提出した団体と個人

(株) プロシップ	(公社) リース事業協会	(一社) 日本自動車リース協会連合会	(一社) 日本百貨店事業会	プロネクサス(株)	TKC (株)	(一社) 全国信用金庫協会
(一社) 全国銀行協会	日本公認会計士協会	石油資源開発(株)	成田空港高速鉄道(株)	三井住友ファイナンス&リース(株)	(一社) 日本貿易会	(一社) 不動産証券化協会
TAKARA&COMPANYグループ宝印刷D&IR研究所(株)	(公社) 日本賃貸住宅管理協会	住友三井オートサービス(株)	INPEX(株)	東急住宅リース(株)	定期航空協会	(公財) 日本証券アナリスト協会
EY新日本有限責任監査法人	(一社) 法人不動産協会	有限責任あずさ監査法人	ぐんぎんリース株式会社	PwCあらた有限責任監査法人	有限責任監査法人トーマツ	西日本旅客鉄道(株)
(一社) 日本経済団体連合会	日本チェーンストア協会	史影監査法人	パナソニックホールディングス(株)	笠井 大樹	吉川 高悠	山村 和央
服部 隆	田淵 隆明	川本 恭兵	中田 清徳	本吉 進	梅原 秀継	高畑 修一
佐野 直也	國見 琢	青木 雄二				

出所：企業会計基準委員会（2023a）より筆者作成。

上記は、会計基準へのコメント募集であったが、税に関連してコメントした団体は15にものぼった。提出数の三分の一を占めることから税務への関心の高さが窺え、会計と税務の密接な関係性が色濃く表れている。

ASBJに寄せられたコメントのうち、税に関して言及した団体を項目ごと

に示したものを図表 4-2 に、税に関する指摘をした団体を示したものを図表 4-3 に示す。

図表 4-2 団体別の税に関してコメントした内容

団体、個人名	税に関して言及している項目
(公社) リース事業協会	新基準の個別財務諸表への適用、リースの定義、借手の単一処理、借手のリース期間、貸手におけるファイナンス・リース取引の第二法について、会計基準の適用時期
(一社) 日本自動車リース協会連合会	借手の単一処理、貸手におけるファイナンス・リース取引の第二法について、セール・アンド・リースバック取引
(一社) 日本百貨店事業会	新基準の個別財務諸表への適用
(株) プロネクサス	新基準の個別財務諸表への適用
(株) TKC	資本的支出をした場合の取扱い
(一社) 日本貿易会	新基準の個別財務諸表への適用、少額リース取引
(株) 住友三井オートサービス	リースの識別
定期航空協会	会計基準の適用時期
(株) ぐんぎんリース	貸手におけるファイナンス・リース取引の第二法について
(一社) 日本経済団体連合会	税会不一致
日本チェーンストア協会	リースの識別
(株) パナソニックホールディングス	新基準導入により生じる費用の取扱い、少額リース取引
田淵隆明	少額リース取引
本吉進	リースの識別
青木雄二	借地権の設定に係る権利金

出所：企業会計基準委員会（2023a）より筆者作成。

図表 4-3 税に関して取り上げられた項目毎の指摘した団体一覧

税に関して取り上げられた項目	指摘している団体、個人名
新基準の個別財務諸表への適用	(公社) リース事業協会、(一社) 日本百貨店事業会、(株) プロネクサス、(一社) 日本貿易会
貸手におけるファイナンス・リース取引の第二法について	(公社) リース事業協会、(一社) 日本自動車協会連合会、(株) ぐんぎんリース
少額リース取引	(一社) 日本貿易会、(株) パナソニックホールディングス、田淵隆明
借手の単一処理	(公社) リース事業協会、(一社) 日本自動車リース協会連合会
会計基準の適用時期	(公社) リース事業協会、定期航空協会
リースの識別	日本チェーンストア協会、本吉進
リースの定義	(公社) リース事業協会
借手のリース期間	(公社) リース事業協会
セール・アンド・リースバック取引	(一社) 日本自動車協会連合会
資本的支出をした場合の取扱い	(株) TKC
税会不一致	(一社) 日本経済団体連合会
新基準導入により生じる費用の取扱い	(株) パナソニックホールディングス
借地権の設定に係る権利金	青木雄二

出所：企業会計基準委員会（2023a）より筆者作成。

図表 4-2 で示したとおり、リース事業協会が最も多くの項目について税に関連させてコメントしている。また、図表 4-3 より新基準の個別財務諸表の適用、借手の単一処理、貸手のファイナンス・リース取引第二法の存置、少額リース取引、リースの識別において関心を寄せている団体が複数あることが読み取れる。その中でも本節では税務対応を検討する足がかりとして、まずは検討の必要性が高く、かつ、多くの項目に言及したリース事業協会が指摘している箇所を中心に考察することにする。リース事業協会が公表した2024年度の税制改正提言において、以下のように指摘されている。

「仮に改正リース会計基準と合わせて、現行リース税制の改正が行われた場合、この会計基準を適用しない中小企業の税務処理に影響を及ぼし、課税関係の変動や税務上の申告調整等の負担が生じることから、現行リース税制を存置すべきである。」（(公社)リース事業協会2023a、1頁）

この指摘の中にもあるとおり新基準の強制適用を受けない中小企業については、新基準による会計からの中小企業への影響よりも、むしろ税制改正による影響を危惧していると推察できる。そのため、新基準導入の影響を中小企業が遮断したいと考えるのは当然のことだろう。そして、その方法はいくつかの段階に分けて検討することができる。

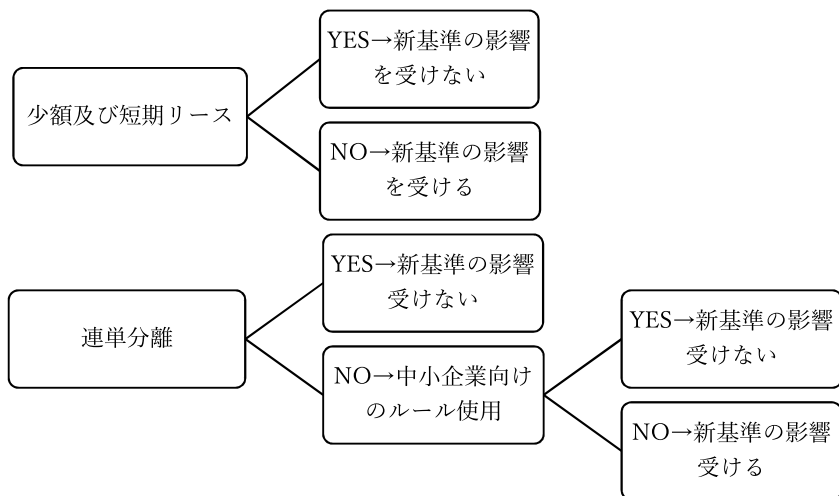
第一に、新基準の導入を連結財務諸表のみに絞り、個別財務諸表はこれまでどおりの会計処理を引き続き行うといった連単分離を採用することである。この方法については、リース事業協会（2023b、1頁）は公開草案に対するコメントの中で基本的見解として「連結財務諸表には原則的な取扱いを適用し、個別財務諸表はリースの分類の適用、現行と同様の会計処理及びリース期間の適用を可能とすること」と述べている。中小企業において、連結財務諸表を作成する企業は少なく、法人税法などの課税所得の算定に用いる当期純利益は個別財務諸表を用いるため、連単分離を採用した場合には新基準の影響を遮断することができる。しかし、ASBJが「これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後もその方針に変わりはない。ただし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象とし検討を行う。」（企業会計基準委員会2022、4頁）と述べており、原則として、連単分離を取る方向性にはならない可能性が高い³⁶。そのため、連単分離により、新基準を適用しない会社への影響を遮断することは難しい。

連単分離によって新基準の影響を遮断できないとなった場合に次いで検討される方法は、中小企業向けに作成された会計ルールを使用することである。中小企業向けに作成された会計ルールとは、中小指針及び中小要領を指す。これらは、会社法431条に定める「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を構成し、個別財務諸表で利用することができる。また、この問題を考える際の重要な点として、それぞれの作成方法、アプローチの手法がある。中小指針はトップダウン・アプローチ³⁷により作成されており、新基準を導入することの影響をいずれ受けることが懸念される（(公社)リース事業協会2023b、2頁）。実際、2007年に現行基準が導入された際にも、適用開始された翌年に中小指針が改正され、同基準が参考資料として表示された³⁸。そのため、いずれ新基準の内容が中小指針にも導入される。それに対し、中小要領はボトムアップ・アプローチにより作成されている。中小要領は「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」（中小企業の会計に関する検討会2012、2頁）と記載があり、現在の会計処理の方法を引き続き利用できると思われる。中小要領は、「リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。」（中小要領10項）とされていることから賃貸借処理が認められており、仮に中小指針に新基準の内容が導入されたとしても中小要領においては引き続き賃貸借処理を使用することができる。

中小企業への影響の遮断方法は先述のとおりであるが、新基準の影響を考えずとも中小企業が賃貸借処理を引き続き採用することができる方法がある。それは、少額リース（適用指針案20項）及び短期リース（適用指針案18項）を用いる方法である。IIで述べたとおり、新基準において300万円以下の少額リースは引き続き賃貸借処理が認められており、中小企業が取り扱うリースの1契約の額が300万円を下回るのであれば現行処理と同じく賃貸借処理が可能となる³⁹。また、借手のリース期間が12か月以内である

ものであれば、これも同様に賃貸借処理が可能である。つまり、1契約あたり300万円以下のリース取引を行うか、借手のリース期間を12か月以内に設定することにより、引き続き賃貸借による処理を採用することができる（KPMG2023）。この手法は、新基準の中での例外規定であるため中小企業だけでなく新基準適用対象企業であっても利用できる。図表4-4は、中小企業が現行の会計処理を引き続き利用する際の手法をまとめたフローチャートである。

図表4-4 中小企業が取るべき方向性



出所：筆者作成。

少額リースに該当しない場合であっても、中小要領に従った簡便的な会計処理を採用することで、引き続き賃貸借処理による方法を使用することができるといえる。これらのことを踏まえると、新基準の導入による中小企業への影響は少ないといえる。

とはいえ、中小企業への影響が全くないとは言い難い。中小企業に与える影響としては、会計よりも税からの影響の方が大きい（（公社）リース事

業協会2023a、1頁)。具体的には、IIより、現在はリース取引の貸手における会計処理は3つの手法が用いられている。適用指針案BC100項において、「従来行われてきた割賦販売の処理を想定していた。本適用指針では、収益認識基準において割賦基準が認められなくなったこととの整合性から、企業会計基準適用指針16号で定められていた本適用指針BC98項(2)の方法を廃止することとした。」と説明されている⁴⁰。有価証券報告書提出会社を含めすべてのリース会社は少なくとも個別財務諸表においては第二法の会計処理を採用しており（(公社)リース事業協会2023b、25頁）、第二法廃止によるインパクトは大きい。新基準の導入により、貸手の第二法が廃止となり、適用指針案BC100項に述べられているとおり、割賦基準が廃止された時と同様に法人税法63条1項に定める延払基準の廃止についても検討されている（経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室2023、19-1頁）。この場合は、法人税法22の2により各事業年度の所得の金額を計算するため、この影響は新基準適用対象企業のみならず、内国法人全てに及ぶこととなる。

これらのように、中小要領などで引き続き賃貸借処理を認め、また貸手においても大きな影響を受けることが予想できることから、税制もその部分については現行どおりの対応を認めるという法制備が必要だろう。

(2) 新基準適用対象企業の観点から

これまで述べてきたとおり、中小企業においては、現行基準による会計処理を引き続き使用することができ、それに合わせた税務対応の必要性を論じてきた。

では、新基準適用対象企業においてはどのような対応が必要となるだろうか。新基準は法人税法22条4項に規定されている「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を構成し、適用対象企業においては新基準に基づいて算定された当期純利益を基に所得を算定することとなる。そこで法人税では、新基準に調和あるいは乖離すべきなのかの方向性について考察していく。

1. 税務対応における論点

新基準を個別財務諸表に適用した場合、法人税法との差異が問題となる。(公社)リース事業協会は、特に次の①から③をリースの税制上の取扱いに重大な影響を及ぼすものと想定している((公社)リース事業協会2023b、2-3頁)。

- ① リースの定義
- ② 借手におけるリースの分類廃止(単一の会計処理)
- ③ 借手と貸手のリース期間

まず、①のリースの定義について、現在は会計上のファイナンス・リース取引の判断基準と同様の定義を、法人税法においても法人税法64条の2第3項に設置することとしている。会計上は、ノンキャンセラブルとフルペイアウトを満たすリース取引がファイナンス・リース取引とされ、その取引は経済的実態が売買取引とみなされるので、売買取引に準じた会計処理を行う。法人税法におけるリース取引においてもファイナンス・リース取引の定義とおおむね調和し⁴¹、ノンキャンセラブルとフルペイアウトを満たす取引がリース取引とされ、その取引は経済的実態が売買取引とみなされ、資産の引き渡しの時に売買があったものとして各事業年度の所得を計算することとされている(法法64の2①)。

新基準の導入により、従来オペレーティング・リース取引とされてきた取引が新基準におけるリース取引に該当することがある。法人税法上のリース取引に該当するかの判断基準は、経済的実態が売買取引に該当するか否かであるため、一つずつの取引について、経済的実態に合わせて税務処理を行うことは困難である(PROnet)。新基準適用対象企業の観点では、現行税制に新基準の内容を追加した形での改正が必要となるだろう。

次に、②については、新基準適用対象企業においては貸手と借手におけるリースの分類の不一致が生じることとなる。貸手においては引き続きファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とに分類される。それ

に対して借手においては、単一モデルが採用されるため、IIで述べたとおり借手と貸手において、賃貸借処理されるものとそうでないものが混在するといった問題がある。仮に税制改正により借手においてリースを区分せず、単一の税務処理を行うこととなった場合には、リースの利便性が損なわれ、リースによる設備投資に重大な影響を及ぼすことが懸念される（(公社)リース事業協会2023b、4頁）。現行基準では、貸手と借手によるリースの分類の一致を基に税制が構築されていたが、分類が不一致となるため、新基準に調和するか、あるいは乖離するかを選択がされることとなる。

そして、最も大きな影響と考えられるのは③のリース期間である。新基準適用対象企業においては、所有権が移転しないものについては、これまでどおりリース期間を耐用年数とするが、所有権が移転するものについては償却期間が経済的使用可能予測期間となる。経済的使用可能予測期間はIIで述べたとおり、見積もりにより算定される期間である（公開草案35-36項）。現在、会計と法人税法双方において、所有権移転外リース取引についてはリース期間定額法（現行基準12項）とされており、所有権移転外リース取引以外のリース取引については、法人税法においては、資産を取得したものとみなして償却計算を行ってきた。それに対して、会計では自己所有の固定資産と同様に処理することとされている。また、所有権移転外リース取引以外のリース取引は、会計と税法どちらも売買とみなし、減価償却についても取得したとみなして行うこととしている。

使用権償却と合わせて問題となるのは、支払利息の配分方法であろう。新基準においても、利子抜き法・利子込み法の双方が認められる。利子込み法の場合には、支払利息が使用権償却に含まれて計上されることとなる。

法人税法では、公平性の原則から、取得価額、耐用年数、残存価額について法定することとしており（坂本2023、82頁）、見積りの要素は排除することとしている。また、新基準に導入されている償却期間は企業間で償却期間に差異が生じ、法人税法には導入しないと考えられるため、会計処理と乖離

するだろう。

2. 使用権償却の処理について

現在法人税法において、各事業年度の所得の金額に影響を与える項目は、支払利息とリース資産の償却費である。リース資産の償却費については、各事業年度終了の時に有する減価償却資産につき、償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、償却費として損金経理した金額のうち取得日等の区分に応じ選定した償却方法に基づき計算した償却限度額に達する金額までとされている（法31①④）。損金経理とは、法人が確定した決算において費用又は損失として経理することをいう（法2二十五）。減価償却は内部取引であり、取引の相手方が存在しない。法人の最高機関による意思決定を要することにより可能な限り恣意性を排除し、計算の信頼性及び客観性を担保し課税の安定性と法的安全性を得ることができる（坂本2023、17頁）。また、賃借料として損金経理した金額は償却費として損金経理した金額とみなす（法131の2③）とされている。これにより、仮に会計上資産計上せず賃借借処理を行なっていたとしても、賃借料が償却費とみなされることで、償却限度額に達するまでの金額は損金の額に算入されることとなっている。

次に、リース取引の償却限度の計算方法はそれぞれ次のように定められている。所有権移転外リース取引についてはリース期間定額法、所有権移転外リース取引以外のリース取引についてはその資産を取得したものとした場合の法定耐用年数を用いて計算した金額を償却限度とすることとされている（法48の2①六）。支払利息については、損金経理時に損金とすることが認められている⁴²。

新基準においても、各事業年度の所得の金額に影響を与える項目は、支払利息と使用権資産の償却費である。使用権資産の取得原価は、利息相当額を控除して計上する原則法である利子抜き法とリース料総額で資産計上する利

子込み法がある。利子込み法の場合には、支払利息が減価償却に含まれて計上され、実務上は簡素簡便であるが、資産計上額が利子抜き法に比べ大きくなるため、ROAが小さくなるというデメリットがある。それに対し、利子抜き法はリース負債から生じる支払利息とリース資産から生じる減価償却が営業外費用と販売費及び一般管理費にそれぞれ計上されることになる。

使用権資産の償却は、「契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とする。」（公開草案35項）とあり、見積による耐用年数を用いて償却することとされている。支払利息については、原則として利息法により、各期間に配分される（公開草案34項）。利子率は、貸手の利子率を知り得る場合には貸手の利子率、貸手の利子率を知り得ない場合には追加借入利子率を用いる（適用指針案34項）。そのため利息法を用いると、リース期間全体で見ると利息合計が変わらないが、定額法と比べると初期の利息配分額が大きくなるという特徴がある。

3. 対応策

新基準導入により、初年度の費用総額が新基準導入前より大きくなるケースがある。それは、これまでは賃貸借処理が行われていたが、新基準の導入によりリース取引となり、利子抜き法を導入し、利息の配分方法は利息法を採用している場合である。これまでは賃貸借処理により、每期同額の賃借料を費用計上していた。しかし、新基準によりリース期間全体の費用総額は新基準導入前と変化しないが、初年度の費用総額は利息法の導入により大きくなる可能性がある。その裏づけを行うために以下に示すのは「リースに関する会計基準の適用指針（案）」の設例9（企業会計審議委員会2023c）である。この条件を利用して、会計上の原則法である利息法によった場合の各期の費

用合計と例外的な取扱いである利子込み法による費用合計とこれまでと同じく賃貸借処理した場合の費用合計の比較を行い、図表4-5に示す。

設例9

前提条件

1. 顧客（借手）及びサプライヤー（貸手）は、5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
2. 所有権移転条項 なし
3. 割安購入選択権 なし
4. 原資産は特別仕様ではない。
5. リース開始日 X1年4月1日
6. 借手及び貸手のリース期間 5年
7. 貸手は、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない。
8. 貸手による原資産の現金購入価額 48,000千円（借手において当該価額は明らかではないため、借手は貸手の計算利率を知り得ない。）
9. リース料
月額1,000千円 支払は毎月末
借手及び貸手のリース期間の月額リース料の合計額 60,000千円
10. 原資産（機械装置）の経済的耐用年数 8年
11. 借手の減価償却方法 定額法（減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。）
12. 借手の追加借入利率 年8%（借手は、貸手の計算利率を知り得ない。）
13. 借手の付随費用 ゼロ
14. 貸手の見積残存価額 ゼロ
15. 決算日 3月31日

図表 4-5 費用総額の比較

(単位：円)

	利息法			利子込み法	賃貸借処理
	支払利息	減価償却	費用合計	費用合計	費用合計
1 期目	3,643	9,864	13,507	12,000	12,000
2 期目	2,950	9,864	12,813	12,000	12,000
3 期目	2,199	9,864	12,062	12,000	12,000
4 期目	1,385	9,864	11,249	12,000	12,000
5 期目	504	9,865	10,369	12,000	12,000
合計	10,681	49,319	60,000	60,000	60,000

出所：『「リースに関する会計基準の適用指針（案）」の設例』をもとに筆者作成。

図表 4-5 は新基準公開草案の設例 9 をもとに、会計上の原則法である利息法によった場合の各期の費用合計と例外的な取扱いである利子込み法による費用合計とこれまでと同じく賃貸借処理した場合の費用合計の比較を表している。

利子込み法によった場合には、賃貸借処理による場合の費用総額と変わらない。しかし、利息法によると初期に支払利息が多く計上されることになり、事業年度ごとの費用合計でも、初期の費用合計が多くなるのがわかる。現行基準においては本章で述べているとおり、支払利息と償却費として損金経理した金額のうち償却限度額に達するまでの金額が損金となる。仮に、会計処理をそのまま税法においても認めた場合には、初期の費用総額が増加されることとなり、税収の減少が予想される。新基準導入により、強制適用される会社がⅢより最大12万社程度、取引高では、7,115億円が使用権資産と計上される。また、適用対象企業ではない会社も選択適用できるため、初期の費用を増やし損失の先食いが出てしまう問題が生じる。そういった問題点を解決するために、税制改正が必要になる。

図表 4-6 所得金額

(単位：円)

	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目
費用合計	△13,507	△12,813	△12,062	△11,249	△10,369
税務調整	リース資産 償却超過額 (加算) 1507	リース資産 償却超過額 (加算) 813	リース資産 償却超過額 (加算) 62	リース資産 償却超過額 認容 (減算) 751	リース資産 償却超過額 認容 (減算) 1631
所得又は 欠損金額	△12,000	△12,000	△12,000	△12,000	△12,000

出所：『「リースに関する会計基準の適用指針（案）」の設例』をもとに筆者作成。

法人税法施行令131の2に規定されている、賃借料として損金経理した金額を償却費として損金経理した金額とみなすように、使用权の償却費並びに支払利息も償却費として損金経理した金額とみなす規定を設け、かつ、税収が減収することを防止するために償却限度を設けることで対応できるだろう。償却限度額については、利子込み法による取得価額を法人税法上における取得価額とすることで、図表 4-6 のように従来の費用額と同額が損金として認められることとなる。したがって、償却限度を設けるなどの新基準対応の税務処理を、現行税制に追加する形での改正を行うべきである。

現行基準におけるファイナンス・リース取引に該当する取引は、契約上は賃貸借であるが、会計・税務ともに経済的実態が売買であるため売買取引とみなして処理されてきた。当該取引は新基準においてリース取引と識別され、これまでどおり売買とみなされて処理される。これについて、法人税法においても売買とみなして処理することは問題がないだろう。しかし、現行基準におけるオペレーティング・リース取引に該当する取引は、契約上も賃貸借であり、会計・税務ともに経済的実態は賃貸借と判断されてきたにもかかわらず、新基準導入によって当該取引を売買とみなすことが可能なのだろうか。建物の賃貸借契約の期間は建物の耐用年数より相当短いことから、法人税法上のリース取引に適用されていたリース期間を、オペレーティング・リース取引とされてきた取引にも適用することは難しい（金子2024, 118頁）。

このように、一つの取引ごとに経済的実態が売買取引であるか否かを判断するのは可能なのかという課題や減価償却費と費用の性質の異なる支払利息を償却費とみなすことができるのかという課題が残る。

(3) セール・アンド・リースバック取引における税務対応

IIより特定取引とは、サブリース取引、セール・アンド・リースバック取引などがある。そのうち、セール・アンド・リースバック取引についての改正点の多さを指摘した。図表4-7は不動産売買の取引高のうちセール・アンド・リースバック取引が用いられた金額を表している。

図表4-7 セール・アンド・リースバック取引の不動産売買取扱高



出所：都市未来総合研究所（2021）、4頁。

図表4-7より、2020年度の不動産売買におけるセール・アンド・リースバック取引の取扱高が約2000億円であることから新基準による影響が大きいと想定できる。本節では、特定取引のうち新基準による改正点の大きいセール・アンド・リースバック取引に絞り考察していく。

1. 現行基準における税務処理

セール・アンド・リースバック取引は、「売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。」と定義されている（適用指針案4項（11））。現行基準で

は、IIで述べたとおり、資産の売却とリース取引を一連の取引とし、売却損益は計上せず繰り延べ、減価償却と相殺することとされている。そのため、売却損益が実現したものとはせず、使用に伴って認識されることとなっている。

この取引を行うことにより、売手である借手は売却することで資金調達でき、財務会計上の利益計算において利益操作が可能となる（戸張1989、835頁）。また、買手である貸手は、当該リース物件について定率法を減価償却の方法として選択することで、リース料を上回る減価償却費を計上することができ、課税の繰り延べをすることができてしまう（野口2010、175頁）。そのため、法人税法64条の2第2項を設置し、課税の繰り延べが発生しないようにしている。現在は、法人税法64条の2第2項において、法人税法上のリース取引に該当するものの取引のうち、賃貸を条件に資産の売買を行なったものとする取引についての別段の定めを設けている。これら一連の取引が実質的に金銭の賃借であると認められる場合には資産の売買はなかったものとし、かつ、譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付があったものとして各事業年度の所得の金額を計算するものとされている。実質的に金銭の賃借であるかの判断基準は、法人税基本通達12の5-2-1において「取引当事者の意図、その資産の内容等から、その資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。」とされている⁴³。また、法人税法上のリース取引に該当しないものについては、別段の定めがなく、資産の売買と再度資産の賃貸借を行なったものとして処理することとされていた。

そのため、現行基準では、法人税法においては実質的に金銭の賃借に該当するものは金融取引とされ、そうでないものは保有資産の売買及びリース資産の売買を行なったものとされる。会計においては売却とリースが一連の取引と処理され売却損益は繰り延べることとされており、税と会計の不一致が生じていた。

2. 税務対応における方向性

IIより、公開草案においてセール・アンド・リースバック取引に該当するか
の判断基準及び売却に該当するか
の判断基準が設けられた。それに従い、
それぞれについて分類し考察していく。

まず1つ目が、セール・アンド・リースバック取引に該当しないものである。セール・アンド・リースバック取引に該当しないものは、IIで述べたとおり、「一定の期間にわたり充足される履行義務の充足によって行われるとき」及び、「工事契約における収益を完全に履行義務を充足した時点で認識することを選択するとき」が該当する（適用指針案50項）。これらについては、セール・アンド・リースバック取引に該当しないものとされ、公開草案の対象外となるため検討の対象としない。

そして2つ目が、セール・アンド・リースバック取引のうち売却に該当するものである。「収益認識会計基準などの他の会計基準等により売却に該当しないと判断される場合」及び「リースバックにより、売手である借手が、資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合」のうち、いずれかに該当する場合には、売却に該当しないものとされ、いずれも満たさない場合には売却に該当する。

売却に該当する場合には、売却損益が即時認識され、再度リースしたものとして会計処理を行うこととなる。買手である借手においては、資産の購入とリースの賃貸に該当し、先ほど指摘したように課税の繰り延べができるという問題点がある。しかし、売却に該当するか
の判断基準となる、「経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合」とは、現行基準におけるファイナンス・リース取引の定義であるフルペイアウトの要件とはほぼ一致し、客観的な判断基準が設けられることとなる。そのため、会計と税が調和するという選択を取ることができる。

そして3つ目が、セール・アンド・リースバック取引のうち売却に該当しないものである。フルペイアウトの要件を満たし、売却に該当しない場合には、会計上は金融取引とされ、売手である借手において譲渡対価を金融負債とすることとされている。また、買手である貸手においては資産の移転がなかったこととされる。

現行税制においては、法人税法上のリース取引のうち、実質的に金銭の貸借であるものが金融取引とされてきたが（法法64の2②、法基通12の5-2-1）、新基準においては、新基準におけるリース取引のうち、フルペイアウトの要件を満たす場合には、売却に該当しないものとされ、金融取引とされることとなる。つまり、金融取引とされるものの範囲が広がることとなる。そのため、金融取引とするものの範囲を広くすることで租税回避をより防ぐことができ、また、会計と税との調整が不要となることから会計と税が調和するという選択を取ることができる。

3. オフマーケット取引

従来より、時価よりも低い価額によるセール・アンド・リースバック取引や時価よりも高い価額によるセール・アンド・リースバック取引を行うことがあった。適用指針案52項において、セール・アンド・リースバック取引のうち売却に該当する場合の、資産の譲渡対価が明らかに時価ではないとき、又は、借手のリース料が明らかに市場のレートでのリース料ではないときには、IIでのべたとおり、規定が設けられることとなった。

現行の法人税法では、資産の譲渡をした場合又は受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産の譲渡時の価額に比して低いときは、寄附金又は受贈益に該当することとされている（法法25の2③、37⑦⑧）。つまり、売手である借手においては、引き渡しの時における価額（以下、「時価」という）（法法22の2④）と帳簿価額が、益金の額及び損金の額に算入されるが（法法22の2④、22③）、譲渡対価と時価との差額は寄附金又は

受増益となる（法法25の2③、37⑧）。また、買手である貸手においては、取得の時における取得のために通常要する価額（以下、「時価」という）により取得されたものとされ、支出した金額と時価との差額は寄附金又は受贈益となる（法法25の2③、37⑦）。寄附金については、法人税法37条において、一部が損金不算入となることが定められている。また、完全支配関係がある場合には、受贈益は益金不算入となり（法法25の2①）、寄附金は損金不算入となる（法法37②）。

以下に記載するものが、現行税制におけるオフマーケット時の取り扱いのまとめである。

- | |
|---|
| <p>①市場で想定される取引の価格よりも低い価額で売却が行われる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売手である借手においては、時価により売却したものとされ、低額譲渡に該当し、寄附金の額に該当する。また、時価と帳簿価額が、益金の額及び損金の額に算入される。 ・ 買手である貸手においては、時価により取得したものとされ、支払った価額と時価の差額は受贈益に該当する。 <p>②市場で想定される取引の価格よりも高い価額で売却が行われる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売手である借手においては、時価により売却が行われたものとされ、時価を超える部分が受贈益に該当する。また、時価と帳簿価額が、益金の額及び損金の額に算入される。 ・ 買手である貸手においては、時価により取得したものとされ、時価よりも高い金額で購入したことになり、寄附金に該当する。 <p>③市場で想定される賃料よりも低い価額で賃貸借が行われる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売手である借手においては、市場で想定される賃料よりも低い価額で借りることとなるため、低額譲渡に該当し、受贈益となる。 ・ 買手である貸手においては、市場で想定される賃料よりも低い価額で貸すこととなるため、低額譲渡に該当し、寄附金となる。 <p>④市場で想定される賃料よりも高い価額で賃貸借が行われる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売手である借手においては、市場で想定される賃料よりも高い価額で借りることとなるため、高価買入に該当し、寄附金となる。 ・ 買手である貸手においては、市場で想定される賃料よりも高い価額で貸すこととなり、時価で取引されるものとなるため、差額は受贈益となる。 |
|---|

これらより、いわゆるオフマーケット処理については、新基準のように、譲渡対価と時価との差額を使用権資産に含める又は金融取引として処理することを認めるよりも、現行税制のように、差額を寄附金又は受贈益として処理をすることで、租税回避を防止することができ、かつ、税収も減少することがないと考えられるため調和せず、現行税制を維持することで対応できるため、乖離するだろう。

(4) 小括

本章において、新基準と税制改正の方向性の考察を行った。

まず、中小企業の観点では、中小企業向けの会計ルールを採用することや、短期又は少額リースの特例を用いることで、賃貸借処理を引き続き使用することができ、会計からの影響を遮断することができる結論づけた。しかし、リース事業協会が指摘していることから税からの影響は大きいと考えられる。例えば、貸手の第二法の廃止によって延払基準の廃止が検討されることや、リースの定義識別が変わることによる影響を受ける可能性がある。そのため、中小企業に関しては、現行の処理を税制においても引き続き認める規定を設けることの必要性を述べた。

新基準適用対象企業からの観点では、税制上の取り扱いに重大な影響を及ぼすものとして、リースの定義、借手におけるリースの分類廃止、借手と貸手のリース期間を挙げて分析した。リースの定義については現行税制に新基準の内容を追加すべきであると示し、借手におけるリースの単一処理については経済的実態に即した対応の必要性を論じた。借手と貸手におけるリース期間の不一致については、税法では会計処理と乖離し、新基準のリース期間を採用しないだろう。また、所得の金額の計算に大きな影響を及ぼすものとして、使用権資産の償却費及び支払利息に絞る検討をおこない、支払利息の配分方法について、利息法を採用することで定額法に比べ、初年度の費用総額が大きくなってしまいう問題を示した。この問題を対策するためには税法に

において償却費として損金経理した金額に使用権償却及び支払利息を含め、利子込み法によった償却限度額による金額を限度に損金算入される規定を設ける必要があると言える。

特定取引においては、セール・アンド・リースバック取引に該当するものの取引のうち、売却に該当する場合と売却に該当しない場合とに分け分析した。これまで、法人税法上のリース取引に該当するものの取引のうち法人税基本通達12の5-2-1において定められる実質的に金銭の賃借に該当するものが金融取引とされていたが、新基準においてはリース取引のうち、フルペイアウトの要件を満たすものが会計処理において金融取引とされることとなり、現行税制と比べ金融取引とされるものの範囲が広がることから、会計に税が調和することで対応できると示した。また、オフマーケット取引については、売却時及び再リース時に分け、それぞれ時価に比べ高い価額又は低い価額による取引が行われると想定した場合にどのような税務対応が行われるかを考察した。現行税制においては、時価と取引価額との差額は寄附金又は受贈益に当たることとなる。そのため、会計処理に合わせるのではなく、現行の法人税法に定められている寄附金や受贈益の規定をそのまま用いることで対応することができると言えるだろう。

結びにかえて

本節では、本稿の議論を要約することによって結びにかえることとする。

Iにおいて、現在のリースにおける会計主導に至るまでの流れは一般に税務主導、会計主導の時代の2つに分けられて記されるが、本稿では1963年からの時代を黎明期、1978年からの税務主導の時代を形成期、1993年からの会計主導の時代を発展期の3つの時代に区分することにより整理し、その経緯を背景と交えて考察した。ルールが未整備であった黎明期が終わり、1978年に昭和53年通達が公表された頃から税務主導の時代が始まった。その後の発

展期では、93年基準は会計主導と言われるものの税務主導の要素が色濃く、税務が会計に完全に調和したのは2007年度税制改正であり、これら会計主導への変貌はリース取扱高の大幅な減少を招いたことが明らかとなった。

Ⅱにおいて、新基準の会計処理及び特徴を、「リースの定義、識別」、「借手」、「貸手」、「特定取引」の4つの視点から現行基準との比較を行った。新基準導入における大幅な変化は借手の処理である。また、新基準の大きな特徴は借手と貸手の処理の非対称性である。貸手では従来のリースの区分が残ることでのリースの定義、延長・解約オプションによるリース期間の相違が挙げられる。現行基準では会計と税務は一致していたが、新基準において借手と貸手での非対称性があることで税務への影響を調整する必要性が新たに示された。

Ⅲにおいて、日本におけるリース取扱高、その企業規模別の内訳を示したが、そこからリース取扱高の半数を中小企業が占めていることが明らかになった。本稿ではIFRS適用企業での影響を分析したが、小売、卸売業を中心にその影響額が大きいことが示された。このことから新基準適用対象企業においても影響が大きいことが予想される。しかし、前述したとおりリース取扱高は中小企業の割合が多いことから、新基準導入による影響は日本企業全体でみると小さいことが窺える。

Ⅳにおいて、新基準導入を受け法人税法が取るべき対応を適用対象企業と中小企業のそれぞれで記した。Ⅲの分析の結果、リースは中小企業で多く活用されており、税務においても中小企業に重きを置いて対応を図るべきである。中小企業の会計は現行と変わらないことが予想され、税務も同様に維持されることが考えられる。一方、新基準適用対象企業の会計に対しては新たに使用権償却が行われることから、支払利息に関しても「賃借人が償却費として損金経理した金額は、償却費として損金経理した金額に含まれるものとする」との規定を追加する必要がある。さらに、セール・アンド・リースバック取引においては金融取引の幅が広がったことで税務は会計に調和するこ

とが考えられる。

新基準導入によるインパクトは大きいものあくまでも大企業の問題に過ぎず、大多数の中小企業の存在を忘れてはならない。本稿では、中小企業向けの会計ルールを用いることにより、中小企業では現行の取り扱いを維持できることが明らかになった。したがって、税制も基本的には現行税制を維持すべきと考えられる。もちろん、新基準適用対象企業への税務対応も喫緊の課題といえようが、それとてその影響をなるべく小さくする方向での改正が望まれる。

【脚 注】

- 1 コメントは32の団体、13の個人から集まった（企業会計基準委員会2023d）。詳細については、本稿Ⅳを参照。
- 2 3月末（第522回企業会計基準委員会）までにおいて個別財務諸表への適用、借地権の設定に係る権利金等の再審議が開始されていない（KPMG2024）。
- 3 公開草案56項において、原則的な適用時期は20XX年4月1日〔公表から2年程度経過した日を想定〕以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、早期適用は20XX年4月1日〔公表後最初に到来する年の4月1日を想定〕以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用可能と明記されている（企業会計基準委員会2023a、10頁）。
- 4 中長期プロジェクトにはリースの他に金融商品、収益認識、退職後給付等の項目が含まれる。
- 5 2013年に再公開草案が公表されたIFRS16号、Topic842に比べ、日本基準における公開草案発表が約10年も遅れたのはなぜだろうか。これは、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」との関連性である。今回の新基準導入においても、収益認識基準との整合性の観点から貸手の収益計上方法の見直しが行われた。このように収益認識基準の導入を優先的に行った結果、新基準導入も遅れたと推察される。
- 6 この時代区分については、成道（2010、80頁）を参照。
- 7 本件事案は、札幌市が中小企業設備合理化促進条例に基づいて購入した機械（法定耐用年数20年）を中小企業者に5年間貸与し、借主が当初納付金、普通使用料及び特別使用料を完納した場合には、その機械の所有権を借主に無償で移転するというものである。税務当局がこれを割賦販売とみて、借主の損金算入額のうち減価償却超過額部分について更正処分を行ったのを不服として争われたものである。判決は、機械の使用許可に基づく法律関

係は、割賦販売に当たるものとしている。

- 8 技術革新のテンポが早く物件の所有権を取得することが経済的に大きな意味を持たないコンピュータを始めとした事務用機器の出現がリースの発展に寄与した（瀬川1998、14頁）。
- 9 具体的には次に掲げるものを売買として取り扱うこととしている。①リース期間満了時において無償譲渡等が予定されているもの、②移設不能な建物等に係るもの、③特別仕様の機械等に係るもの、④仮設資材のように特定することが困難な少額資産に係るもの、⑤購入選択権付のリースで、リース期間が法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものにあっては60%）以下のもの（瀬川1998、18頁）。
- 10 ファイナンス・リース取引の場合は賃貸人・賃借人双方がファイナンス・リース取引として処理し、それ以外はオペレーティング・リース取引として処理することとした。賃借人の資産売買による売却損益は繰延経理し償却する。ファイナンス・リース取引の場合は、当該リース資産、オペレーティング・リース取引の場合は支払リース料の修正項目として処理する。オペレーティング・リース取引の場合は賃貸借、ファイナンス・リース取引の場合、所有権移転リースで貸手は譲渡と同様の会計処理がなされ、借手にあっては取得と同様の会計処理がなされることが望ましい会計処理であるとした。
- 11 1982年、国際会計基準委員会よりIAS17号が公表された。借手はリース物件を資産、リース債務を負債として計上した。IAS17号では、所有する減価償却資産の減価償却と同一の方針のもと、リース資産について減価償却を行うものと規定している。減価償却できるリース資産の減価償却の方針は、所有資産についての方針と首尾一貫している（石井2015、67-69頁）。
- 12 三光汽船倒産事件は、自民党衆議院議員の故河本敏夫氏が事実上のオーナーだった三光汽船が1985年8月に会社更生法の適用を申請して経営破綻した事件のことである。
- 13 リース事業協会が、2002年9月に金融庁のEDINETにより有価証券報告書を開示する1,319社の連結及び個別財務諸表（2001年5月～2002年6月期）を調査したところ、所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法は、連結財務諸表で日本基準を採用している企業（1,081社）のうち「売買・金融処理」が0.3%（3社）に対して「賃貸借処理」が99.8%（1,264社）となり、個別財務諸表において処理方法の記載のある企業（1,266社）については、「売買・金融処理」が0.2%（2社）に対して「賃貸借処理」が99.8%（1,264社）となっていて、ほとんどの企業が「賃貸借処理」を採用していた（（公社）リース事業協会2003、3-4頁）。
- 14 橋本元首相は、アジアの経済状況の深刻さと日本経済の厳しさについて言及し、国民の不安を解消するために特別減税を緊急に実施する決意を表明した。与党や関係閣僚に対し、1997年度補正予算で2兆円の特別減税（所得税と個人住民税の減税）を指示し、具体的な内容を早急に詰めると発表した（財務省2012、166頁）。
- 15 リース会計専門委員会は、我が国におけるリースに関する会計基準について検討するとともに、リースに関する会計基準についての国際的な意見発信に関する検討を行うことを目的としたものである（ASBJリース会計専門委員会）。

- 16 IFRS16号において、リースを「ある特定の資産（原資産）を使用する権利（使用权）を対価と引き換えに一定期間にわたって移転する契約」と定義した。しかし、リースの実態は様々である。例として、リースの対象資産の使用を借手がほとんど占有し、実質的に借手が貸手から信用供与を受けて資産を購入した場合と経済的にほぼ同等の取引や、中古製品がない場合でも新規購入をせず、任意期間のみ資産を使用することを目的とした取引までである。また、貸手が売却を望まない場合又は、法律上売却できない土地等を有効活用するために第三者に対して、半永久的に使用权を与える契約もリースに含まれる（KPMG2016）。
- 17 公開草案及び適用指針案において、「サブライヤー」は「貸手」に該当する。識別においてこのように表記しているのは、リースの識別の判断は契約がリースを含むか否か不明であるためである（適用指針案BC 8項）。
- 18 「顧客」の表記においても、「借手」に該当するためリースを含むか否か不明である。
- 19 この権利に関しても、IFRS16号において詳細な記載があるが、企業ごとの判断による経済的実態を表す会計処理を行うことができるとの考えにより、適用指針案ではこれにおける定めを取り入れていない。
- 20 借手が直接使用することから得られる利益のほかに、当該資産を使用して得られるアウトプット（成果物）やその売却、処分によって得られるキャッシュ・フロー等も含まれている。
- 21 使用を指図する権利における「使用」は、使用期間全体を通して使用する場合を指す。
- 22 比率は、貸手やサブライヤーが当該部分について企業に対して個別に請求すると考えられる価格に基づき算定を行う。この価格が明らかでない場合、借手は合理的な方法で価格の見積もりを行う（適用指針案BC16項）。
- 23 自動車のリース、わが国の事務所等の不動産賃貸借契約、賃貸用住宅事業のためのサブリース契約、及び定期備船契約などが挙げられている。このとき、定期備船契約についてはIFRS16号の設例により判断の誤解を招く恐れがあることから適用指針案での取り入れをしないこととした（公開草案BC26項）。
- 24 原則としては、借手のリース期間にわたって利息法で配分することが定められている（公開草案34項）。例外として、使用权資産の総額が重要性に乏しいと認められる場合、①利子込み法②定額法のいずれかの方法で計算する。重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過の借手のリース料の期末残高がその期間の期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額の10%未満の場合を指す（適用指針案37及び38項）。
- 25 指数又は借手の変動リース料は、消費者物価指数の変動に連動するものや原資産の使用料が所定値を超過した場合に追加のリース料が生じるものなど、将来の一定の指標に連動し、支払額が変動するものが考えられている（公開草案BC36項）。
- 26 このとき減価償却資産とは、使用权資産を減価償却するときを指し、方法として資産を自ら所有したと仮定した場合に適用される減価償却方法と同一とし、企業は実態に応じた方法を選択することができる（公開草案35、36項）。
- 27 このとき、1つのリースの契約において科目が異なった有形及び無形固定資産が含まれ

- るとき、異なる科目ごとに合計金額を出し、少額リースであるか否かの判定を行う。
- 28 IFRS16号の開発時点における新品時の価値基準を念頭に置かれている。
- 29 リース料、違約金、残価保障、購入オプションなどが挙げられる。
- 30 このとき、ある時点での損益の認識において売却にあたる際は、売却にあたらない場合の取引における②の要件に当てはまる場合は、金融取引として会計処理を行う。
- 31 この取引の場合、借手は、リース取引とみなされる物件の売却による損益を長期前払費用又は、長期前受収益等として繰延処理を行い、リース資産の減価償却費の割合に応じた減価償却費に加算・減算して損益計上をしていた。そして、この場合の物件の売却損失が、物件の合理的な見積市場価額が帳簿価額を下回ることによって生じたことが明らかであったとき、その売却損を繰り延べ処理せずに売却時における損失として計上することとされていた（適用指針49項）。
- 32 上場会社の連結財務諸表では米国基準、IFRS、JMISの任意適用が認められる。
- 33 同調査は従業者50人以上、かつ、資本金額又は出資金額3,000万円以上の会社を対象としたものであり、新基準対象企業の子会社、関連会社は110,123社より少ないことが考えられる。
- 34 2008年度以降のリース統計では、上場会社等は上場会社、大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社）と定義されている（（公社）リース事業協会2022c）。
- 35 業種別設備投資額についても同様の分析を行ったが、業種別取扱高と同じ傾向を示したため本稿では割愛した。
- 36 リース会計専門委員会でも第85、97、148回にて単体財務諸表の取扱いが議論されており、第525回企業会計基準委員会においても審議が行われている。
- 37 トップダウン・アプローチとは、大企業会計基準を出発点とした上で、中小企業の実態を加味して適切に簡略化する手法のことである。これに対して、ボトムアップ・アプローチは中小企業の会計慣行を出発点として、その実情に即した最適な基準を設定する手法である（河崎2014、4-5頁）。
- 38 日本基準において2008年4月以後開始する事業年度より適用開始され、中小指針において2009年4月17日に改正されている。なお、中小指針においてリースの取扱いが記載されたのはその前年の2008年5月1日の改正である。
- 39 直近5年間の中小企業におけるリース取扱高の合計は125,050,933.8百万円、件数は4,998,444件、平均は241万円であり、300万円以下の少額リースに該当するものが多いと推測できる。中小企業の多い業種である建設業・卸売小売業・宿泊業の直近5年間のリース取扱高の合計は、建設業におけるリース取扱高の合計は1,546,918.9百万円、件数は925,948件、平均は167万円、卸売小売業におけるリース取扱高の合計は3,718,852.6百万円、件数は1,791,903件、平均は207万円、宿泊業におけるリース取扱高の合計は510,940.4円、件数は269,856件、平均は189万円である（リース事業協会「年次統計一覧」）。
- 40 収益認識基準の導入時には税制において、割賦基準（旧法63）及び返品調整引当金（旧法53）が経過措置を講じた上で廃止され（国税庁2018、33頁）、履行義務が充足した時、すなわち資産を引き渡した時に収益を認識することとなった。収益認識基準の導入に

伴い、法人税法22条の2が導入され、資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入する（法22の2①）こととなり、資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額（法22の2④）により益金の額に算入される。

- 41 会計上のファイナンス・リース取引の定義のうち、フルペイアウトの要件はIIで述べたとおりであるが、税制では、法人税法施行令第131条の2第2項においてフルペイアウトの要件は、賃貸借期間において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合とされている。また、所有権の移転しない土地の取引は法人税法におけるリース取引から除外されるなど、完全に会計に税制が調和しているとはいえない。
- 42 支払利息は法人税法22条3項に定める「当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額」に該当し、法人税基本通達2-2-12の求める要件を満たすため損金として認められる。
- 43 具体例としては法人税基本通達12の5-2-1において以下のものが挙げられている。
- (1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース契約に規定するリース取引に係る契約により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの。
 - イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること。
 - ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること。
 - ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること。
 - (2) 法人が事業の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの。

【参考文献】

- ・ 秋本裕哉・富田真史（2023）「企業会計基準公開草案73号『リースに関する会計基準（案）』等の概要」『旬刊経理情報』1681巻、10項-22項。
- ・ 新井清光・北村吉弘（2003）「リース会計と実務」『税務経理協会』15-16頁。
- ・ 石井明（2015）「グローバル・リース会計基準の現状と展望：国際会計基準17号の会計モデルと新提案モデルの分析」『横浜商大論集/横浜商科大学学術研究会編』48巻2号、65-69頁（<https://ycc.repo.nii.ac.jp/record/2189/files/KJ00009662499.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・ 井上雅彦（2023）「2026年度から適用予定！改正リース会計の手引き公開草案対応版」『税務経理協会』。

- ・大蔵財務協会（2007）『改正税法のすべて』336頁。
- ・小田有邦（1978）「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」『税経通信』33巻11号、191頁。
- ・加賀谷哲之（2021）「新リース基準導入が借手企業に与える影響」『企業会計』73巻11号、22-28頁。
- ・金山剛（2001）「日本におけるレバレッジド・リースの実証的考察（下）：我が国リース会社の実務例に触れて」『経済学研究』50巻4号、83-100頁（[https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/32216/1/50\(4\)_P83-100.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/32216/1/50(4)_P83-100.pdf)）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・蟹井英敬（2023）「減価償却制度に関する諸問題についての考察」『税務大学校論叢』109号、176-177頁（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/109/03/03.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・金子義行（2024）「リース会計基準案等の公表と法人税法条の論点」『租税研究』2024年5月号、107-142頁。
- ・茅根聡（2005）「わが国のリース会計基準をめぐる展開」『リース研究』1号、1-20頁（https://www.leasing.or.jp/studies/docs/No1_01.pdf）（最終閲覧日：2024年6月28日）。
- ・河崎照行（2014）「会計制度の二分化と会計基準の複線化」『会計』186巻5号、527-539頁。
- ・企業会計基準委員会（2022）「中期運営方針」（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/middle_plan_20220830.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・企業会計基準委員会（2023a）「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準』」（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/lease_2023_02.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・企業会計基準委員会（2023b）「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準の適用指針（案）』」（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/lease_2023_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・企業会計基準委員会（2023c）「企業会計基準適用指針公開草案第73号（2023）『リースに関する会計基準の適用指針（案）』の設例」（https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/lease_2023_06.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・企業会計基準委員会（2023d）「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準（案）』等に寄せられたコメント」（https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2023/2023-0502/comment.html）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・金融庁（2005）「EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況（CESRによる同等性評価の公表）」（<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20050708-1/00.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・経済産業省（2022）「企業活動基本調査 統計表（第2巻）〔子会社・関連会社の状況に関する表〕」（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00550100&tstat=000001010832&cycle=7&tclass1=000001023579&tclass2=000001206520&stat_infid=000040074160&tclass3val=0）。（最終閲覧日：2024年6月28日）

- ・経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室（2023）「令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）」（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_r/pdf/kokuzei.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）日本租税研究協会（1996）「法人課税小委員会報告『税制調査会』37-38頁」（https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/h0811_houjinkazeisyouiinkai.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2003）「リース情報の開示と『賃貸借処理』削除の影響」『Lease』32巻、3-4頁。
- ・（公社）リース事業協会（2012）「リース統計（2011年度）」（https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/2012_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2013）「IFRS 新リース会計・再公開草案の概要」（<https://www.leasing.or.jp/studies/docs/201306IFRS.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2016）「リース統計（2015年度）」（https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/2016_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2019）「リース統計（2018年度）」（https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/2019_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2021a）「リース事業協会50年史概要」（<https://www.leasing.or.jp/50th/docs/50thhistory.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2021b）「リース事業協会50年史Ⅰ—1970年代リースの基盤整備—」（<https://www.leasing.or.jp/50th/docs/50thhistory01.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2021c）「リース事業協会50年史Ⅱ—1980年代リースの急成長—」（<https://www.leasing.or.jp/50th/docs/50thhistory02.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2022a）「リースの軌跡と将来展望」（https://www.leasing.or.jp/50th/docs/kiseki_02.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2022b）「月刊リースのあゆみ」（<https://www.leasing.or.jp/50th/docs/50thlease.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2022c）「業種分類表・企業規模別分類表・業種分類表」（<https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/classification.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2022d）「リース統計（2021年度）」（https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/2022_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2023a）「税制改正提言」（<https://www.leasing.or.jp/studies/docs/202305zeiseikaisei.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2023b）「企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準（案）』等に対するコメントについて」（<https://www.leasing.or.jp/studies/docs/20230719.pdf>）。（最終閲覧日：2024年6月28日）
- ・（公社）リース事業協会（2024）「リース統計（2023年度）」（https://www.leasing.or.jp/statistics/docs/2024_04.pdf）。（最終閲覧日：2024年6月28日）

- ・(公社)リース事業協会「年次統計一覧」(<https://www.leasing.or.jp/statistics/cat/annual.html>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・国税庁(2018)「平成30年度 法人税関係法令の改正の概要」(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2018/pdf/1.pdf)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・国税庁(2021)「令和3年度分 会社標本調査」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2021/pdf/R03.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・斎藤恵吾(2024)「特集今から着手しておきたい新リース会計基準におけるリース契約識別の留意点」『旬刊経理情報』1701巻、9項-19項。
- ・坂本雅士(2023)『現代税務会計第6版』中央経済社。
- ・財務省(2012)「第1章平成元年度から平成12年度の税制改正」(https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/h1-12/4_1.pdf)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・瀬川福美(1998)「リース取引をめぐる法人課税上の諸問題」『税務大学校論叢』通号31、7-20頁(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/31/230/ronsou.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・第525回企業会計基準委員会(2024)「審議事項(3)-2-1」(https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20240509_08.pdf)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・中小企業庁(2023)「中小企業・小規模事業者の数(2021年6月時点)の集計結果を公表します」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・中小企業の会計に関する検討会(2012)「中小企業の会計に関する基本要領」(<https://www.nichizeiren.or.jp/wpcontent/uploads/doc/cpta/business/tyushoushien/indicator/chusyokaikaiyouryou120201.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・東京証券取引所(2024)「上場会社数・上場株式数」(<https://www.jpx.co.jp/listing/co/index.html>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・都市未来総合研究所(2021)「不動産トピックス2021年6月号」(http://www.tmri.co.jp/report_topics/pdf/2106.pdf)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・戸張喜一郎(1989)「セール・リースバックにおける実現基準」『企業会計=Accounting』41(6)巻、834-841頁。
- ・成道秀雄(2010)「リース会計基準と法人税法の対応」『租税研究』729号、80-88頁。
- ・日本経済新聞「三光汽船、2度目更生法、負債1558億円、裁判外での再建挫折」2012年7月2日夕刊。
- ・日本経済新聞「新リース会計適用、27年度以降に延期 小売りなど反発で」2024年1月5日朝刊。
- ・日本租税研究協会・税務会計研究会(2013)『企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応』日本租税研究協会。
- ・野口浩(2010)「セール・アンド・リースバック取引と課税」『税法学=Tax jurisprudence』564巻、175-196頁。
- ・林健二(2023)「セール&リースバック、サブリース取引など新リース会計基準(案)が

今後の不動産証券化の実務に与える影響」『旬刊経理情報』1683巻、22項-28項。

- ・ 淵野勇樹 (2019) 「わが国における現行リース会計基準に関する再検討」『商学研究論集』50号、213-234頁 (https://meiji.repo.nii.ac.jp/record/9868/files/shougakuronshu_50_213.pdf)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ 渡邊昌平 (2023) 「経営陣・投資家へ丁寧な説明を 財務諸表・経営指標への影響」『企業会計』75巻9号、28-34頁。
- ・ EY新日本有限責任監査法人 (2024) 「不動産業第3回：不動産賃貸業の事業と会計の特徴」(https://www.ey.com/ja_jp/corporate-accounting/industries/real-estate-hospitality-construction/industries-real-estate-hospitality-construction-real-estate-2019-11-14-03)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ JA三井リース株式会社「新リース会計基準/適用対象企業と改正点について」(https://www.jamitsuilease.co.jp/knowledge/account/account_revision.html)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ KPMG (2016) 「IFRSの新リース会計～概説 IFRS第16号～」(<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/04/jp-ifs-leases-2016-02.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ KPMG (2019) 「IFRS第16号『リース』～適用に向けて～シリーズ6：リースの構成要素」(<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2019/jp-ifs-leases-2017-07-06.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ KPMG (2020) 「IFRS第16号詳細解説シリーズ シリーズ7：リース期間」(<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2020/jp-ifs-leases-2017-07-07.pdf>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ KPMG (2023) 「今から始める！新リース基準（案）適用への準備対応 借手リースは原則オンバランスの対象に 新リース基準（案）の全体像」(<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2023/09/jk-accounting-kigyokaikei-2023-09-lease1.html>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ KPMG (2024) 「改正リース基準公開草案に対するコメントへの対応の審議の状況—2024年2月及び3月」(<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/04/lease-news-2404.html>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ PRonet「日本の企業税制【第118回】『リース会計基準の見直しと税制上の取り扱い』」(<https://profession-net.com/professionjournal/corporation-article-1224/>)。(最終閲覧日：2024年6月28日)
- ・ PwC (2023) 「『リースに関する会計基準』等の公表 (ASBJ)」『日本基準トピックス』465号 (https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/japan_gaap_topis/japan_gaap_topics_JP/japan_topics_230511.html)。(最終閲覧日：2024年6月28日)

【巻末資料1】東京証券取引所に上場するIFRS適用済会社の資産・負債への影響

会社名	コード	業種分類	新基準適用時期	リース資産 (百万円) ①	リース債務 (百万円) ②	使用権資産 (百万円) ③	リース負債 (百万円) ④	③-① (百万円)	④-② (百万円)
1 日本電気工業	6179	電気機器	2020年3月期	75	83	1,387	1,776	1,312	1,693
2 TOYOTA	7141	精密機器	2020年3月期	294	862	22,767	20,848	22,473	19,986
3 住友商事	8053	卸売業	2020年3月期	48,345	68,354	385,452	491,951	317,107	423,997
4 日本たばこ産業	2914	飲料品	2019年12月期	12,503	9,807	12,503	53,705	44,208	43,898
5 アーリー	6754	電気機器	2020年3月期	164	186	1,654	1,500	1,500	1,531
6 SBIホールディングス	8472	証券・商品先物取引業	2020年2月期	1,441	2,620	11,942	14,175	10,501	11,555
7 トーセイ	8923	不動産業	2020年11月期	25	27	921	896	896	903
8 京丹	2768	卸売業	2020年3月期	1,968	4,603	74,136	78,983	72,168	74,380
9 楽天グループ	4755	サービス業	2019年12月期	17,329	6,456	181,995	180,512	164,666	174,056
10 アットバンクグループ	9984	情報・通信業	2020年3月期	1,095,491	1,186,649	1,293,692	1,140,326	198,201	-46,323
11 AGC	5201	ガラス・土石製品	2019年12月期	9,178	10,681	51,985	54,409	42,807	43,728
12 東田薬品工業	4502	医薬品	2020年3月期	181,219	179,411	347,018	369,459	165,799	190,048
13 アステラス製薬	4503	医薬品	2020年3月期	3,094	1,199	80,823	87,332	77,729	86,133
14 小野薬品工業	4528	医薬品	2020年3月期	2,066	2,200	8,334	8,361	6,274	6,161
15 ネットセアアーマ	4565	医薬品	2019年12月期	34	37	1,710	1,879	1,676	1,842
16 伊藤忠商事	8001	卸売業	2020年3月期	137,790	188,333	1,119,263	1,179,421	981,473	991,088
17 三菱商事	8058	卸売業	2020年3月期	214,011	286,277	1,429,288	1,503,310	1,215,277	1,218,033
18 伊藤忠エネクス	8133	卸売業	2020年3月期	10,158	11,142	54,429	62,303	44,271	51,161
19 エーゼイ	4523	医薬品	2020年3月期	5,447	5,008	41,904	44,695	39,687	39,687
20 LNEYA	4689	情報・通信業	2020年3月期	14,440	15,211	106,304	116,593	91,864	101,382
21 富士通	6702	電気機器	2020年3月期	19,336	27,079	168,232	178,494	148,896	151,415
22 エイコーエフワン	6724	電気機器	2020年3月期	932	944	31,275	28,326	30,343	27,382
23 アーストリライティング	9983	小売業	2020年6月期	38,024	38,726	399,944	466,179	361,920	427,453
24 トリドールホールディングス	3397	小売業	2020年3月期	2,363	83,703	78,773	80,169	76,410	80,169
25 東進グループ	4324	サービス業	2019年12月期	3,113	3,408	119,957	133,063	116,844	129,655
26 ニコミカルタ	4502	電気機器	2020年3月期	4,544	5,446	122,113	114,216	117,569	108,770
27 日立建機	6305	機械	2020年3月期	15,486	57,853	19,282	60,791	42,367	41,509
28 日立製作所	6501	電気機器	2020年3月期	31,461	49,199	261,279	278,796	235,818	229,599
29 エフ・シー・シー	7296	輸送用機器	2020年3月期	556	440	2,530	1,209	1,974	769
30 コナミグループ	9766	情報・通信業	2020年3月期	5,419	12,060	29,506	43,703	24,087	31,643
31 DMG森精機	6141	機械	2019年12月期	2,610	3,546	18,095	18,748	15,485	15,202
32 LIFULL	2120	サービス業	2020年9月期	65	80	4,476	4,411	4,411	4,472
33 エアアック	6803	電気機器	2020年3月期	86	92	835	856	749	764
34 KDDI	9433	情報・通信業	2020年3月期	76,046	84,158	378,870	379,554	302,824	295,396
35 スカ	4845	情報・通信業	2020年6月期	7,949	12,762	2,774	2,899	-5,175	-9,863
36 住友	4452	化学	2019年12月期	2,464	154,822	161,091	162,358	162,358	158,672
37 LIXIL	5938	金属製品	2020年3月期	29,838	36,433	215,020	236,461	185,182	200,028
38 エイチワン	5989	金属製品	2020年3月期	2,870	1,459	2,555	2,192	-315	733
39 日本精工	6471	機械	2020年3月期	1,696	1,754	21,316	21,331	19,620	19,577

会社名	コード	業種分類	新基準適用時期	① リース資産 (百万円)	② リース債務 (百万円)	③ 使用資産 (百万円)	④ リース負債 (百万円)	⑤-① (百万円)	⑤-② (百万円)
40 K Y B	7242	輸送用機器	2020年3月期	8,848	9,930	30,491	32,216	21,643	22,286
41 アイ・エス テック	7313	輸送用機器	2020年3月期	746	1,510	4,391	3,939	3,645	2,429
42 康広	8020	卸売業	2020年3月期	944	1,041	17,711	17,555	16,767	16,514
43 アイテメディア	2148	サービス業	2020年3月期	8	9	229	225	221	216
44 日本薬業ホールディングス	4091	化学	2020年3月期	3,768	5,269	34,521	35,797	30,753	30,528
45 三井物産ホールディングス	8307	輸送用機器	2020年3月期	16,329	16,329	92,799	104,806	84,492	88,477
46 ニック	6594	電気機器	2020年3月期	268	1,120	31,581	28,534	31,313	27,414
47 日本電気	6701	電気機器	2020年3月期	4,119	5,713	150,682	185,599	146,563	149,886
48 シスメックス	6869	電気機器	2020年3月期	261	384	20,831	22,636	20,570	22,252
49 アイシン	7259	輸送用機器	2020年3月期	1,666	12,162	57,831	53,535	56,165	41,373
50 コロワイド	7616	小売業	2020年3月期	7,212	10,511	28,996	41,592	21,354	31,081
51 光通信	9438	情報・通信業	2020年3月期	5,209	6,631	15,811	15,811	7,662	9,180
52 470	9028	除染業	2020年6月期	2,112	2,149	6,203	4,091	3,768	3,768
53 アウトソーシング	2423	サービス業	2019年12月期	2,445	2,869	18,246	35,697	15,801	32,828
54 アサヒグループホールディングス	2502	食料品	2019年12月期	19,677	19,660	60,347	70,764	40,670	51,104
55 フードリョウ	3673	情報・通信業	2019年12月期	120	147	1,728	1,688	1,608	1,541
56 本庄ホールディングス	4578	医薬品	2019年12月期	7,816	8,054	62,969	65,790	55,153	58,736
57 住友ゴム工業	5110	ゴム製品	2019年12月期	4,497	3,844	63,721	61,258	59,224	57,414
58 リンシアンドモトサービス	2170	サービス業	2019年12月期	188	209	15,965	16,754	15,777	16,645
59 スミタコロボレーショナル	6817	電気機器	2019年3月期	790	538	3,938	4,269	3,148	3,731
60 緑の菓	2802	食料品	2020年3月期	7,578	6,306	59,116	56,815	51,538	50,509
61 E N E O Sホールディングス	5020	石油・石炭製品	2020年3月期	44,722	59,344	492,745	492,745	448,023	456,495
62 藤田日軽機	6201	輸送用機器	2020年3月期	50,729	84,737	100,197	120,117	49,468	35,380
63 山手電気	6516	電気機器	2020年3月期	71	75	2,437	2,237	2,366	2,162
64 パナソニック ホールディングス	6752	電気機器	2020年3月期	8,530	15,670	261,075	265,860	252,545	251,190
65 ニコン	7731	精密機器	2020年3月期	2,530	2,582	15,265	15,408	12,735	12,826
66 豊田通商	8015	卸売業	2020年3月期	10,378	4,658	119,080	110,357	108,702	105,699
67 J. フロント リテイリング	3086	小売業	2020年2月期	6,016	10,301	179,632	220,496	173,616	210,195
68 メンバーズ	2130	サービス業	2018年3月期	44	48	390,948	336,026	390,904	335,978
69 豊田通商	3185	小売業	2020年3月期	12	25	81	457	69	432
70 三洋工業	6005	機械	2020年3月期	399	405	7,564	7,380	7,165	6,975
71 日本精機	7287	輸送用機器	2020年3月期	698	668	6,668	6,242	5,910	5,469
72 オリオンパス	7733	精密機器	2020年3月期	8,490	9,035	32,426	41,743	23,936	32,708
73 G M O ベイメイトグループウェイ	3769	情報・通信業	2020年6月期	269	328	3,169	3,408	2,900	3,080
74 サントリー食品インターナショナル	2587	食料品	2019年12月期	11,936	12,144	47,446	46,402	35,510	34,258
75 協和キリン	4151	医薬品	2019年12月期	1,525	1,525	17,185	15,793	13,604	15,660
76 フォタラフアプリアックス・ホールディングス	4035	化学	2019年12月期	7,949	8,650	908	902	-7,041	-7,748
77 住友ゴム	5101	ゴム	2019年12月期	5,670	4,816	30,987	32,472	25,317	27,656
78 日機装	6376	精密機器	2019年12月期	211	254	14,696	14,380	14,485	14,126
79 ライオン	4912	化学	2019年12月期	765	533	5,940	7,005	5,175	6,472

	会社名	コード	業種分類	新基準適用期間	リース資産 (百万円) ①	リース債務 (百万円) ②	使用権資産 (百万円) ③	リース負債 (百万円) ④	③-① (百万円)	④-② (百万円)
81	住友化学	4005	化学	2020年3月期	5,451	6,923	72,106	72,527	66,655	65,604
82	住友アーマ	4506	医薬品	2020年3月期	2,158	2,043	14,151	17,279	11,993	15,236
83	JVCケンウッド	6652	電気機器	2020年3月期	1,842	1,396	11,379	11,479	9,537	10,083
84	日本ハム	2282	食料品	2020年3月期	11,415	11,264	35,548	24,130	24,130	24,484
85	日本食品ホールディングス	2897	食料品	2020年3月期	5,268	5,705	22,427	17,463	17,463	15,722
86	Kashihō Jidō	4712	サービス業	2019年12月期	42	43	2,878	2,863	2,863	2,835
87	三菱電機	6503	電気機器	2020年3月期	15,714	22,466	82,815	109,995	67,101	87,529
88	マキタ	6586	機械	2020年3月期	140	161	11,740	11,740	11,336	11,579
89	三菱重工業	7011	機械	2020年3月期	7,239	9,921	134,684	88,962	88,962	124,763
90	日本電信電話	9432	情報・通信業	2020年3月期	41,306	46,316	446,828	532,472	405,522	486,156
91	アドベントゥー	6930	サービス業	2020年6月期	20	19	1,066	1,161	1,066	1,142
92	エアトリ	6191	サービス業	2020年9月期	24	35	3,132	2,390	3,132	3,255
93	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	2579	食料品	2019年12月期	900	901	39,629	39,872	38,729	39,872
94	日本ペイントホールディングス	4612	化学	2019年12月期	1,549	1,594	57,593	47,633	56,044	46,039
95	北沢システムテクノロジーズ	6723	電気機器	2019年12月期	2,992	2,762	13,742	14,195	10,790	11,393
96	パナソニックホールディングス	3387	小売業	2020年2月期	1,263	1,718	51,850	48,176	46,913	50,132
97	カゴメ	2811	食料品	2019年12月期	817	364	3,099	2,668	2,282	2,304
98	トヨタ紡織	3116	繊維・繊維業	2020年3月期	351	400	10,946	8,197	10,595	7,797
99	日本船渠	4114	化学	2020年3月期	2,395	879	6,693	7,344	6,298	6,465
100	インテグレーション・システムズ	3774	情報・通信業	2020年3月期	15,793	18,033	50,560	38,988	34,767	20,955
101	バンドー化学	5195	ゴム製品	2020年3月期	99	102	2,648	2,484	2,549	2,382
102	日本製鉄	5401	鉄鋼	2020年3月期	44,967	46,754	95,653	96,395	48,696	49,641
103	ウェルループ	6089	サービス業	2019年3月期	10	7	6,160	6,454	6,150	6,447
104	ワザミ	6101	機械	2020年3月期	20	22	1,222	1,202	1,202	294
105	VTホールディングス	7953	小売業	2020年3月期	6,781	9,073	20,036	24,504	13,255	15,431
106	フレンドシップ	8253	その他金融業	2020年3月期	1,544	1,584	17,565	21,256	16,021	19,672
107	フレミアウォーターホールディングス	2588	食料品	2020年3月期	148	4,753	10,844	11,217	11,069	6,091
108	エアリアループ	4088	化学	2020年3月期	78	90	1,785	1,823	1,707	8,969
109	エア・ウォーター	2763	製薬業	2020年3月期	22,765	24,245	32,111	32,214	9,346	8,969
110	東田工業	6370	機械	2020年3月期	6,391	5,250	17,784	17,935	11,393	12,685
111	ヤマハ	7951	その他製品	2020年3月期	225	218	21,279	24,255	21,011	7,886
112	L I S S H A	7915	その他製品	2019年12月期	1,475	1,602	8,041	9,488	6,566	4,487
113	ジェイテック	6472	機械	2020年3月期	855	869	6,894	5,355	6,039	4,887
114	トヨタ自動車	7203	繊維・繊維業	2021年3月期	60,091	28,937	360,144	360,891	330,053	331,954
115	S C S K	1384	情報・通信業	2021年3月期	2,417	2,417	39,353	40,587	37,969	38,170
116	I H I	7013	機械	2021年3月期	26,288	22,089	117,794	142,823	91,506	120,734
117	キョコマン	2801	食料品	2021年3月期	15,841	16,434	22,145	24,314	6,304	7,880
118	材料総合研究所	4307	情報・通信業	2021年3月期	2,107	2,797	43,581	48,098	41,474	45,301
119	キョマトリック	3762	情報・通信業	2021年3月期	546	603	3,180	3,219	2,634	2,616
120	ビジネスプレックス	9658	情報・通信業	2021年3月期	14	15	1,698	1,726	1,684	1,711

会社名	コード	業種分類	新基準適用時期	リース資産 (百万円) ①	リース債務 (百万円) ②	使用権資産 (百万円) ③	リース負債 (百万円) ④	③-① (百万円)	④-② (百万円)
121 GA Technologies	3491	不動産業	2022年10月期	237	227	2,426	19,874	2,189	19,647
122 東亜堂	4911	化学	2022年12月期	7,111	293,337	114,276	131,198	107,165	101,861
123 日鉄ソリューションズ	2327	情報・通信業	2023年3月期	2,711	4,952	24,939	25,028	22,228	20,076
124 山崎工業	7012	輸送用機器	2023年3月期	10,815	11,074	68,422	75,155	57,607	64,081
125 ジーシー	6562	サービス業	2023年3月期	112	130	502	534	390	404
126 ローション	2651	小売業	2023年2月期	124,978	164,400	1,069,233	923,588	944,255	799,188
127 つかいらくホールディングス	3197	小売業	2019年12月期	5,538	4,813	126,436	126,436	121,278	120,623
128 ホルスタム24ホールディングス	6183	サービス業	2020年2月期	415	681	26,881	26,255	26,466	25,574
129 フクキ・チカシマ	6464	機械	2019年12月期	257	275	1,147	1,163	890	888
130 コムダホールディングス	3543	卸売業	2020年2月期	89	1,501	5,317	32,044	5,228	30,543
131 マクロミル	3978	情報・通信業	2020年6月期	47	66	2,788	2,806	2,751	2,740
132 FOOD & LIFE COMPANIES	3563	小売業	2020年9月期	1,152	1,384	88,676	89,676	87,596	88,292
133 プレミアグループ	7199	その他金融業	2020年3月期	89	95	2,375	2,145	2,286	2,050
134 産都	3447	金属製品	2020年3月期	109	76	353	323	244	247
135 キュービーネットホールディングス	6571	サービス業	2020年6月期	453	465	6,062	5,993	5,609	5,528
136 ワールド	3612	繊維製品	2020年3月期	6,297	7,101	1,158,644	50,836	41,824	43,735
137 ソフトバンク	9434	情報・通信業	2020年3月期	1,441,499	1,158,644	1,234,457	1,038,896	-307,042	-119,749
合計				4,188,328	4,297,282	14,556,875	14,816,250	10,398,547	10,518,968
平均				30,576	31,598	107,036	108,943	76,460	77,345
資産の増加率						350%			
負債の増加率						345%			

(注) リース資産、リース債務、使用権資産、リース負債は各事業年度の有価証券報告書を参照。

【巻末資料 2】 東京証券取引所に上場するIFRS適用済会社の自己資本比率、ROAへの影響

会社名	コード	業種分類	新基準適用前事業年度			新基準適用事業年度			増減率		
			事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	事業年度	会計基準		自己資本比率	ROA
1 日産自動車	6779	電気機器	2019年3月期	IFRS	24.20%	-0.10%	2020年3月期	IFRS	-15.00%	-14.40%	-14.90%
2 H O Y A	7741	精密機器	2019年3月期	IFRS	81.60%	20.50%	2020年3月期	IFRS	79.50%	18.70%	-1.80%
3 住友商事	8053	卸売業	2019年3月期	IFRS	35.00%	5.20%	2020年3月期	IFRS	31.30%	3.10%	-2.10%
4 日本たばこ産業	2914	食料品	2019年3月期	IFRS	48.20%	10.00%	2020年3月期	IFRS	48.00%	8.40%	-1.60%
5 アシックス	6754	電気機器	2019年3月期	IFRS	65.60%	9.00%	2020年3月期	IFRS	67.80%	12.80%	3.80%
6 S B I ホールディングス	8473	証券・商品先物取引業	2019年3月期	IFRS	9.10%	1.70%	2020年3月期	IFRS	8.20%	1.20%	-0.90%
7 トーセイ	8923	不動産業	2019年11月期	IFRS	36.00%	8.00%	2020年11月期	IFRS	36.50%	3.60%	-4.40%
8 双日	2768	卸売業	2019年3月期	IFRS	26.90%	11.70%	2020年3月期	IFRS	26.00%	10.20%	-1.50%
9 東武グループ	4755	サービス業	2018年12月期	IFRS	10.50%	2.40%	2019年12月期	IFRS	8.00%	-0.50%	-2.50%
10 ソフトバンクグループ	9984	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	21.10%	5.00%	2020年3月期	IFRS	15.90%	0.10%	-4.90%
11 A G C	5201	ガラス・土石製品	2018年12月期	IFRS	50.90%	5.80%	2019年12月期	IFRS	49.50%	3.30%	-1.40%
12 化成工業	4502	医薬品	2019年3月期	IFRS	37.60%	1.40%	2020年3月期	IFRS	36.80%	-0.50%	-1.90%
13 アステラス製薬	4503	医薬品	2019年3月期	IFRS	66.30%	13.30%	2020年3月期	IFRS	55.60%	11.60%	-10.70%
14 小野薬品工業	4528	医薬品	2019年3月期	IFRS	85.10%	10.30%	2020年3月期	IFRS	83.50%	12.00%	-1.60%
15 ネットセラファーマ	8001	卸売業	2019年3月期	IFRS	29.10%	5.30%	2020年3月期	IFRS	27.40%	4.50%	-1.70%
16 伊藤忠商事	8058	卸売業	2019年3月期	IFRS	34.50%	5.20%	2020年3月期	IFRS	29.00%	3.80%	-5.50%
17 三友商事	8133	卸売業	2019年3月期	IFRS	32.70%	5.10%	2020年3月期	IFRS	33.10%	5.20%	0.40%
18 伊藤忠エネクス	4523	医薬品	2019年3月期	IFRS	58.60%	8.40%	2020年3月期	IFRS	63.80%	11.90%	5.20%
19 エーザイ	4523	医薬品	2019年3月期	IFRS	33.70%	5.00%	2020年3月期	IFRS	19.60%	4.30%	-14.10%
20 LINEW F	4689	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	33.70%	5.00%	2020年3月期	IFRS	19.60%	4.30%	-14.10%
21 富士通	6702	電気機器	2019年3月期	IFRS	36.50%	5.20%	2020年3月期	IFRS	38.90%	7.10%	2.40%
22 セイコーエプソン	6724	電気機器	2019年3月期	IFRS	52.00%	6.80%	2020年3月期	IFRS	48.40%	3.90%	-3.60%
23 ファーストリテイリング	9983	小売業	2019年8月期	IFRS	46.70%	12.70%	2020年8月期	IFRS	39.70%	6.90%	-7.00%
24 トヨタ自動車ホールディングス	3397	小売業	2019年3月期	IFRS	28.80%	1.20%	2020年3月期	IFRS	21.60%	1.40%	-7.20%
25 電通グループ	4324	サービス業	2018年12月期	IFRS	28.80%	4.10%	2019年12月期	IFRS	25.70%	-1.20%	-3.10%
26 コニカミナolta	4902	電気機器	2019年3月期	IFRS	45.60%	5.00%	2020年3月期	IFRS	41.00%	0.00%	-4.60%
27 日立製作所	6305	機械	2019年3月期	IFRS	41.00%	9.00%	2020年3月期	IFRS	40.60%	5.70%	-0.40%
28 日立製作所	6501	電気機器	2019年3月期	IFRS	33.90%	3.30%	2020年3月期	IFRS	31.80%	1.30%	-2.10%
29 エフ・シー・シー	7296	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	72.50%	9.60%	2020年3月期	IFRS	74.70%	4.00%	2.20%
30 コニカミノルタ	9766	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	72.90%	13.60%	2020年3月期	IFRS	64.00%	7.60%	-8.90%
31 DMG森精機	6141	機械	2018年12月期	IFRS	21.00%	5.70%	2019年12月期	IFRS	23.60%	6.00%	0.30%
32 L I F U L L	2120	サービス業	2019年9月期	IFRS	74.50%	10.00%	2020年9月期	IFRS	60.50%	4.30%	-14.00%
33 ティエック	6803	電気機器	2019年3月期	IFRS	12.30%	3.00%	2020年3月期	IFRS	13.90%	1.70%	1.60%
34 K D D I	9433	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	57.10%	14.50%	2020年3月期	IFRS	45.80%	12.10%	-11.30%
35 スカパ	4845	情報・通信業	2019年6月期	IFRS	37.50%	12.20%	2020年6月期	IFRS	29.70%	4.20%	-7.80%
36 花王	4452	化学	2018年12月期	IFRS	56.30%	14.40%	2019年12月期	IFRS	51.90%	13.50%	-4.40%

会社名	コード	業種分類	新基準適用前事業年度				新基準適用後事業年度				増減率	
			事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	自己資本比率	ROA
39 日本精工	6471	機械	2019年3月期	IFRS	49.40%	7.30%	2020年3月期	IFRS	49.10%	2.30%	-0.30%	-5.00%
40 K Y B	7242	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	33.90%	-5.90%	2020年3月期	IFRS	18.10%	-9.70%	-15.80%	-2.80%
41 ティ・エス・テック	7313	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	71.30%	11.70%	2020年3月期	IFRS	74.50%	8.20%	-3.50%	-3.50%
42 精工	8020	卸売業	2019年3月期	IFRS	22.80%	13.80%	2020年3月期	IFRS	23.70%	11.20%	0.30%	-2.60%
43 アイティメディア	2148	サービス業	2019年3月期	IFRS	85.10%	12.80%	2020年3月期	IFRS	81.40%	15.70%	-3.70%	2.90%
44 日本旅客ホールディングス	4188	化学	2019年3月期	IFRS	23.00%	4.60%	2020年3月期	IFRS	22.80%	4.50%	0.40%	-0.10%
45 三幸ケミカルグループ	4091	化学	2019年3月期	IFRS	24.70%	5.50%	2020年3月期	IFRS	22.80%	2.30%	-1.90%	-3.20%
46 ニテック	6594	電気機器	2019年3月期	IFRS	52.90%	7.10%	2020年3月期	IFRS	44.90%	5.30%	-8.00%	-1.80%
47 日本電気	6701	電気機器	2019年3月期	IFRS	29.20%	4.10%	2020年3月期	IFRS	35.70%	4.60%	6.50%	0.50%
48 システムックス	6869	電気機器	2019年3月期	IFRS	71.30%	17.30%	2020年3月期	IFRS	71.30%	13.40%	0.00%	-3.90%
49 アイシン	7259	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	35.90%	6.00%	2020年3月期	IFRS	32.10%	1.40%	-3.80%	-4.60%
50 コロワイド	7616	小売業	2019年3月期	IFRS	15.70%	1.20%	2020年3月期	IFRS	10.00%	-3.80%	-5.70%	-5.00%
51 光通	9435	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	32.00%	9.60%	2020年3月期	IFRS	29.40%	9.00%	-2.60%	-0.50%
52 セロ	9028	陸運業	2019年6月期	IFRS	58.30%	8.50%	2020年6月期	IFRS	55.90%	8.80%	-2.40%	0.30%
53 アウトソーシング	2427	サービス業	2018年12月期	IFRS	29.70%	8.10%	2019年12月期	IFRS	25.40%	6.30%	-4.30%	-1.80%
54 アラビグループホールディングス	2902	食料品	2018年12月期	IFRS	37.20%	6.50%	2019年12月期	IFRS	39.70%	14.70%	2.50%	8.20%
55 フロートリーフ	3673	情報・通信業	2018年12月期	IFRS	71.50%	14.30%	2019年12月期	IFRS	73.30%	6.90%	1.80%	-7.40%
56 大塚ホールディングス	4578	医薬品	2018年12月期	IFRS	68.80%	4.40%	2019年12月期	IFRS	68.40%	5.20%	-0.40%	0.80%
57 住友ゴム工業	5110	ゴム製品	2018年12月期	IFRS	45.70%	6.00%	2019年12月期	IFRS	44.50%	5.30%	-1.20%	-0.70%
58 リンクアンドモチベーション	2170	サービス業	2018年12月期	IFRS	27.80%	12.20%	2019年12月期	IFRS	15.70%	2.30%	-12.10%	-9.90%
59 スズコホールディングス	6817	電気機器	2018年12月期	IFRS	35.90%	4.50%	2019年12月期	IFRS	34.20%	7.20%	-1.70%	2.70%
60 味の素	2802	食料品	2019年3月期	IFRS	43.80%	6.60%	2020年3月期	IFRS	39.80%	-1.60%	-4.00%	-8.20%
61 ENEOSホールディングス	5920	石油・石炭製品	2019年3月期	IFRS	32.10%	6.00%	2020年3月期	IFRS	28.80%	3.10%	-3.30%	-2.30%
62 豊田自動織機	6201	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	47.10%	3.80%	2020年3月期	IFRS	46.20%	0.90%	-0.90%	-2.90%
63 山洋電気	6516	電気機器	2019年3月期	IFRS	61.00%	6.40%	2020年3月期	IFRS	58.90%	4.80%	-2.10%	-1.60%
64 パナソニック	6762	電気機器	2019年3月期	IFRS	31.80%	6.80%	2020年3月期	IFRS	32.10%	1.10%	0.30%	-5.70%
65 ニコン	7731	精密機器	2019年3月期	IFRS	54.30%	7.90%	2020年3月期	IFRS	53.70%	5.00%	-0.60%	-2.90%
66 豊田通商	8015	卸売業	2019年3月期	IFRS	26.90%	5.20%	2020年3月期	IFRS	26.30%	3.20%	-0.60%	-2.00%
67 J. フロント	3066	小売業	2019年2月期	IFRS	40.10%	4.00%	2020年2月期	IFRS	31.20%	14.20%	-8.90%	10.20%
68 メンバーズ	2130	サービス業	2017年3月期	IFRS	58.60%	16.40%	2018年3月期	IFRS	56.80%	-4.50%	-1.80%	-20.90%
69 夢野屋	3185	小売業	2019年3月期	IFRS	13.90%	-8.00%	2020年3月期	IFRS	10.20%	10.40%	-3.70%	18.40%
70 三洋工業	6005	機械	2019年3月期	IFRS	71.90%	10.00%	2020年3月期	IFRS	71.20%	10.40%	-0.70%	0.40%
71 日本橋	7287	輸送用機器	2019年3月期	IFRS	58.50%	5.40%	2020年3月期	IFRS	56.80%	2.50%	-1.70%	-2.90%
72 オリンパス	7733	精密機器	2019年3月期	IFRS	47.30%	2.10%	2020年3月期	IFRS	36.50%	8.00%	-10.80%	5.90%
73 GMOベトナムインターナショナル	7169	情報・通信業	2019年9月期	IFRS	18.90%	7.20%	2020年9月期	IFRS	16.50%	6.00%	-2.40%	-0.60%
74 サントリー食品インターナショナル	2587	食料品	2018年12月期	IFRS	46.40%	7.30%	2019年12月期	IFRS	48.30%	7.20%	1.90%	-0.10%
75 協和ケリン	4151	医薬品	2018年12月期	IFRS	87.60%	8.60%	2019年12月期	IFRS	86.50%	10.10%	-1.10%	1.50%

コード	会社名	業種分類	新基準適用前事業年度			新基準適用後事業年度			増減率				
			事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	自己資本比率	ROA	
78	日産自動車	7816 精密機器	2018年12月期	IFRS	30.70%	3.90%	10.30%	2019年12月期	IFRS	32.20%	4.50%	1.50%	0.60%
79	ライオン	4912 化学	2018年12月期	IFRS	53.80%	10.30%	10.30%	2019年12月期	IFRS	54.70%	8.50%	0.90%	-1.80%
80	J A S J	2351 情報・通信業	2019年3月期	IFRS	70.30%	-10.10%	6.00%	2020年3月期	IFRS	25.30%	3.80%	-6.20%	-2.20%
81	住友化学	4005 化学	2019年3月期	IFRS	31.50%	7.90%	2020年3月期	IFRS	42.30%	8.00%	-17.40%	0.10%	
82	住友アーマ	4506 医薬品	2019年3月期	IFRS	24.70%	2.60%	2020年3月期	IFRS	22.60%	1.20%	-2.10%	-1.40%	
83	JVCケンウッド	6632 電気機器	2019年3月期	IFRS	54.10%	4.10%	2020年3月期	IFRS	52.60%	3.60%	-1.50%	-0.50%	
84	日本ハム	2282 食料品	2019年3月期	IFRS	58.60%	5.70%	2020年3月期	IFRS	56.90%	7.50%	-1.70%	1.80%	
85	日本食品ホールディングス	2897 食料品	2019年3月期	IFRS	53.90%	-1.00%	2019年12月期(3-12)	IFRS	43.90%	0.40%	-10.00%	0.60%	
86	K o h o l d e r	4712 サービス業	2019年3月期	IFRS	55.10%	7.80%	2020年3月期	IFRS	55.10%	6.40%	0.00%	-0.90%	
87	三菱電機	6503 電気機器	2019年3月期	IFRS	84.20%	12.00%	2020年3月期	IFRS	84.70%	9.70%	0.50%	-2.30%	
88	三菱化学	7011 機械	2019年3月期	IFRS	24.40%	-0.60%	2020年3月期	IFRS	28.40%	1.00%	4.00%	1.60%	
89	三菱重工	9432 情報・通信業	2019年3月期	IFRS	39.40%	6.90%	2020年3月期	IFRS	32.90%	7.20%	-6.50%	0.30%	
90	日本電信電話	6030 サービス業	2019年6月期	IFRS	8.80%	3.10%	2020年6月期	IFRS	10.00%	4.00%	0.90%	0.90%	
91	アドベントチャー	6191 サービス業	2019年9月期	IFRS	31.10%	2.10%	2020年9月期	IFRS	9.80%	-31.10%	-21.30%	-33.20%	
92	エプソン	2579 食料品	2018年12月期	IFRS	66.20%	1.00%	2019年12月期	IFRS	53.10%	-6.10%	-13.10%	-7.70%	
93	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	4612 化学	2018年12月期	IFRS	54.50%	9.50%	2019年12月期	IFRS	37.40%	6.50%	-17.10%	-3.00%	
94	日本ペイントホールディングス	6723 電気機器	2018年12月期	IFRS	56.70%	6.20%	2019年12月期	IFRS	37.20%	0.00%	-19.50%	-6.20%	
95	ルネサスエレクトロニクス	3387 小売業	2019年2月期	IFRS	22.60%	5.10%	2020年2月期	IFRS	10.90%	2.80%	-11.70%	-2.30%	
96	クワイエット・レストラップ・ホールディングス	2811 食料品	2018年12月期	IFRS	50.20%	6.10%	2019年12月期	IFRS	53.90%	6.90%	3.70%	3.70%	
97	カネマ	3116 輸送用機器	2019年3月期	IFRS	36.80%	7.80%	2020年3月期	IFRS	37.30%	6.10%	0.50%	-1.70%	
98	トヨタ紡織	4114 化学	2019年3月期	IFRS	67.10%	6.70%	2020年3月期	IFRS	67.20%	3.30%	0.10%	-3.40%	
99	日本製鉄	3774 情報・通信業	2019年3月期	IFRS	45.60%	3.60%	2020年3月期	IFRS	38.30%	3.80%	-7.30%	0.20%	
100	インターネーションアルティイブ	5195 日用品	2019年3月期	IFRS	66.20%	8.20%	2020年3月期	IFRS	57.70%	1.00%	-8.50%	-7.20%	
101	バンダイ化学	5401 顔料	2019年3月期	IFRS	40.10%	3.10%	2020年3月期	IFRS	35.50%	-5.50%	-4.60%	-8.60%	
102	日本製紙	6089 サービス業	2018年3月期	IFRS	19.80%	7.10%	2019年3月期	IFRS	9.90%	6.90%	-9.90%	-0.20%	
103	ワイルドブルー	6101 機械	2019年3月期	IFRS	47.70%	15.20%	2020年3月期	IFRS	52.50%	6.50%	4.80%	-0.70%	
104	ツルギ	7593 小売業	2019年3月期	IFRS	28.30%	22.00%	2020年3月期	IFRS	4.60%	3.00%	-23.70%	-19.00%	
105	V T ホールディングス	8253 その他金融業	2019年3月期	IFRS	15.30%	1.50%	2020年3月期	IFRS	14.40%	0.80%	-0.90%	-0.70%	
106	クレディセゾン	2588 食料品	2019年3月期	IFRS	5.90%	1.50%	2020年3月期	IFRS	15.70%	4.00%	8.80%	2.50%	
107	プレミアムウォーターホールディングス	2763 卸売業	2019年3月期	IFRS	42.90%	18.50%	2020年3月期	IFRS	47.10%	18.90%	4.20%	0.40%	
108	エフティグループ	4088 化学	2019年3月期	IFRS	35.40%	5.70%	2020年3月期	IFRS	36.90%	5.90%	1.50%	0.20%	
109	エフ・ウォーター	6370 機械	2019年3月期	IFRS	66.00%	5.90%	2020年3月期	IFRS	62.50%	7.10%	-3.50%	1.20%	
110	東洋工業	7951 その他製品	2019年3月期	IFRS	69.40%	10.50%	2020年3月期	IFRS	68.60%	9.50%	-0.80%	-1.00%	
111	ヤマハ	7915 その他製品	2018年12月期	IFRS	42.60%	2.80%	2019年12月期	IFRS	40.30%	-8.30%	-2.30%	-1.10%	
112	I N I S S H A	6473 機械	2019年3月期	IFRS	42.40%	5.00%	2020年3月期	IFRS	40.10%	1.20%	-2.30%	-3.80%	
113	ジェイテック	7203 輸送用機器	2020年3月期	IFRS	38.20%	5.20%	2021年3月期	IFRS	37.60%	5.00%	-0.60%	-0.20%	

会社名	コード	業種分類	新事業適用前事業年度				新基準適用前事業年度				増減率	
			事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	事業年度	会計基準	自己資本比率	ROA	自己資本比率	ROA
117 キョーマン	2801	食料品	2021年3月期	IFRS	70.30%	10.30%	2022年3月期	IFRS	71.10%	11.50%	0.80%	1.20%
118 野村総合研究所	4307	情報・通信業	2020年3月期	IFRS	44.10%	14.20%	2021年3月期	IFRS	50.30%	11.60%	6.20%	-2.60%
119 アクアトリックス	3762	情報・通信業	2020年3月期	IFRS	36.40%	8.20%	2021年3月期	IFRS	37.10%	9.00%	0.70%	0.80%
120 ビジネスブレイン本田昭和	9658	情報・通信業	2020年3月期	IFRS	44.90%	10.70%	2021年3月期	IFRS	46.70%	10.10%	1.80%	-0.60%
121 G A Technology	3491	不動産業	2021年10月期	IFRS	36.40%	-4.10%	2022年10月期	IFRS	36.00%	0.90%	-1.40%	5.00%
122 日産堂	4911	化学	2021年12月期	IFRS	41.60%	7.50%	2022年12月期	IFRS	46.20%	3.90%	4.60%	-3.60%
123 白松ソリューションズ	2327	情報・通信業	2022年3月期	IFRS	60.70%	9.70%	2023年3月期	IFRS	62.70%	9.90%	2.00%	0.20%
124 川島重工業	7012	輸送用機器	2022年3月期	IFRS	23.40%	3.00%	2023年3月期	IFRS	23.70%	1.20%	0.30%	-1.80%
125 シーシー	6562	サービス業	2022年3月期	IFRS	37.10%	10.60%	2023年3月期	IFRS	28.00%	17.90%	-9.10%	7.30%
126 ローソン	2651	小売業	2022年2月期	IFRS	10.80%	1.50%	2023年2月期	IFRS	11.10%	2.10%	0.30%	0.60%
127 すかいらーくホールディングス	3197	小売業	2018年12月期	IFRS	39.50%	5.70%	2019年12月期	IFRS	29.30%	4.30%	-10.20%	-1.40%
128 ベルスタテ424ホールディングス	6183	サービス業	2019年2月期	IFRS	32.70%	5.60%	2020年2月期	IFRS	29.20%	6.30%	-3.50%	0.70%
129 ツルギ・ナカシマ	6464	機械	2018年12月期	IFRS	32.50%	6.40%	2019年12月期	IFRS	33.90%	5.30%	1.40%	-1.10%
130 エヌデータホールディングス	3543	郵送業	2019年2月期	IFRS	44.40%	11.50%	2020年2月期	IFRS	33.70%	9.40%	-10.70%	-2.10%
131 マクロミル	3978	情報・通信業	2019年6月期	IFRS	38.00%	9.50%	2020年6月期	IFRS	35.70%	0.00%	-2.30%	-9.50%
132 FOOD & LIFE COMPANIES	3563	小売業	2019年9月期	IFRS	34.70%	10.70%	2020年9月期	IFRS	21.40%	5.60%	-13.30%	-5.10%
133 プレミアグルーブ	7199	その他金融業	2019年3月期	IFRS	12.50%	19.50%	2020年3月期	IFRS	9.00%	18.60%	-3.50%	-9.00%
134 信和	3447	金属製品	2019年3月期	IFRS	60.70%	9.00%	2020年3月期	IFRS	63.60%	10.00%	2.90%	1.00%
135 キュービーネットホールディングス	6571	サービス業	2019年6月期	IFRS	40.30%	7.90%	2020年6月期	IFRS	29.90%	0.30%	-10.40%	-7.60%
136 ワールド	3612	繊維製品	2019年3月期	IFRS	36.10%	6.50%	2020年3月期	IFRS	31.10%	4.80%	-5.00%	-1.70%
137 ソフトバンク	9434	情報・通信業	2019年3月期	IFRS	18.60%	9.50%	2020年3月期	IFRS	10.20%	9.10%	-8.40%	-0.30%
			平均		43.30%	6.86%	平均		40.08%	4.93%	-3.22%	-1.93%

注) 自己資本比率、ROAは各事業年度の決算短信参照。